

# 平成20年12月甲良町議会定例会会議録

平成20年12月8日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第54号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第55号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第56号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第57号 湖東広域衛生管理組規約の一部を改正する規約
- 第7 議案第58号 平成20年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第59号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第60号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第61号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 同意第6号 監査委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第12 意見書第4号 「汚染米」の食用転用事件の全容解明、ミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書（案）
- 第13 意見書第5号 消費税率引き上げに頼らないで社会保障の充実を求める意見書（案）
- 第14 議員派遣について
- 第15 委員会の閉会中における継続審査及び調査について
- 第16 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮崎光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	山田壽一	10番	西澤伸明
11番	北川豊昭	12番	藤堂与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	山崎	義勝	教育長	藤原	新祐
総務主監	野瀬	喜久男	会計管理者	橋本	敏治
教育次長	川並	孝一	広域行政主監	宮崎	與志男
保健福祉主監	山崎	義幸	産業振興主監	中山	進
建設水道主監	茶木	朝雄	人権主監	村田	和久廣
総務課長	山本	貢造	税務課長	小川	昭雄
保健福祉課長	松原	歌子	産業振興課長	米田	義正
建設課長	若林	嘉昭	社会教育課長	奥川	喜四郎
人権対策課長	山本	昇	支援センター所長	茶木	作夫
産業振興課参事	川嶋	幸泰			

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋 久和 書記 宝来 正恵

(午前 9時27分 開会)

○藤堂議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成20年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 宮崎議員および7番 建部議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 おはようございます。

本日、平成20年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

日本の総人口は2004年(平成16年)をピークに人口減少が始まっています。いわゆる子どもの数が減り、いよいよ未曾有の高齢者社会を迎え、年金医療をはじめ、諸施策において各種の行政対応が求められることとなります。アメリカのサブプライムローンの返済の延滞率の上昇によって、一国の景気後退のみならず、日本の景気も一段と深刻になっています。国内新車販売台数は4カ月連続の減少で、ピーク時の4割となり、関連企業の打撃が懸念されています。株価も大幅に下回り、大手百貨店の売上高も軒並み前年を下回り、消費者は財布のひもを締めざるを得なくなっています。

そうした中でありますが、本日、提案いたします一般会計補正予算は、町の持続的な地域発展を目指して、大型補正予算の計上となりました。その主

な内容は、1つ目は、第2次甲良町総合計画は平成22年度が終期となっていることから、計画策定を平成21年度中に終えたく、債務負担行為をお願いするものであります。

2つ目は、かねてから計画を煮詰めていました介護保険事業計画の基本施策に位置づけているデイサービスセンター等の施設等の整備を、議員の皆様にも12月2日に現地視察いただいたとおり、このたび地域介護・福祉空間整備事業の国庫補助金の内示を受けましたので、平成21年度事業を含む事業費について予算計上させていただきました。

3つ目は、平成21年度に改築を予定している呉竹地域総合センターについて、事業をスムーズに進捗させる必要上、事務所移転と電柱等の移設経費を計上させていただきました。

4つ目は、町単独の冬期生活支援助成金事業を、本年は準要保護世帯を追加し予算議決後の12月中に支給いたすべく事務処理をいたしたいと考えています。

また、ふるさと交流村の拠点整備は、現地で仮造成工事が始まり、農山漁村活性化プロジェクト交付金をはじめ、各種事業を複合して平成23年度まで順次ハード整備を推進するものであります。

本年度後半から大型の整備事業が集中することになります。このことは、中長期において本町の活力ある地域づくりに向けた基盤整備であり、本町の農業振興をはじめ広域行政の連携強化につながるよう、行政努力を傾注してまいり所存であります。

国の骨太の方針、県の財政構造改革、さらなる見直しによる厳しい財政環境ではありますが、本町財政の中期見通しで示しましたとおり、この間の事業見込みにより、負担財源がかさむことは確かですが、基金取り崩しおよび地方債発行が抑制できるよう、執行予算の精査と収入財源の確保に最大限の努力を重ねますので、議員各位のご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第54号は、人事院規則の改正に伴い、甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第55号は、前納報償金の改定に伴い甲良町税条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号は、健康保険法の改正に伴い甲良町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第57号は、心身障害児通園事業等を東近江市が平成21年度から市内全域で実施することに伴い湖東広域衛生管理組規約の一部を変更するこ

とについて議決をお願いするものでございます。

議案第58号は、平成20年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、3億109万9,000円を増額し、補正後の予算額を35億4,914万7,000円とするものでございます。主な補正項目といたしましては、総務管理費で廃止路線代替バス運行補助金の増額、社会福祉費で冬期生活支援助成金の創設、デイサービスセンターをはじめとする地域介護福祉空間整備等施設整備の実施、福祉医療費、外出支援事業委託、配食サービス事業委託、保健センター運営費、広域連合操出金の増額、保険衛生費で、国保会計操出金の増額、農業費で、園芸作物振興事業補助金の増額、ふるさと交流村整備、集落営農ステップアップ実践補助金の減額、道路橋梁費で、里道改修補助金、道路維持補修、町道新設改良費の増額、消防費で、防火水槽設置工事、屋外防災スピーカー移設工事の増額、教育総務費で、地上波デジタル放送受信設備の助成金の創設、その他住民基本台帳費、統計調査費、児童福祉費、商工費、土木管理費、住宅費、小学校費、保健体育費等の補正でございます。

議案第59号は、平成20年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、9,094万6,000円を増額し、補正後の予算額を9億3,576万5,000円とするものでございます。主な内容としましては、療養所費で一般および退職被保険者療養給付費の増額、高額療養費で一般および退職被保険者高額療養費の増額、出産育児諸費で出産一時金の増額、共同事業拠出金で、高額医療および保険財政共同安定化事業拠出金の増額、その他、総務管理費でシステム変更業務委託の増額、予備費の減額によるものでございます。

議案第60号は、平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）で、675万9,000円を増額し、補正後の予算額を6,575万5,000円とするものでございます。主な内容としましては、総務管理費でシステム変更業務委託、広域連合負担金の増額および予備費の増額によるものでございます。

議案第61号は、平成20年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、63万9,000円を増額し、補正後の予算額を7億4,346万4,000円とするものでございます。主な内容としましては、公共下水道事業費で、公共下水道面整備工事費を増額し、上水道移設補償費を減額する組みかえ、公債費では、基金を減額して一般財源を充当する財源更正、予備費の増額によるものでございます。

同意第6号は、甲良町監査委員の選任につき、同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、ご承認等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 次に、日程第3 議案第54号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第54号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第54号について説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第54号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第5条第1号中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。

付則といたしまして、この条例は、交付の日から施行し、平成20年10月1日から適用するものでございます。よろしくお願申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第4 議案第55号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第55号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第55号について説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 議案第55号 甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回、町県民税および固定資産税につきましては、前納していただくと報償金を交付しております。近年の預金等の金利、あるいは県下の状況等を考慮いたしまして、交付率、それと限度額の改正をお願いするものでございます。

第42条第2項につきましては個人の町民税、第70条第2項につきましては、固定資産税のそれぞれ前納報償金の定めでございます。今回、交付率を100分の0.5から100分の0.3に、また、限度額を10万円から5万円に改め、2期目以降につきましては、報償金がないことを明確にするための文言整理でございます。

この条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、納税意欲の向上をうたわれています。しかし、今回提案されている内容は、縮小であります。そういう点では、納税意欲の向上をそぐことに、ささやかであってもなりますし、これは温存をしておくべきだと考えるが、その点の見解であります。

2つ目に、議案説明の中でありました特別徴収者とのバランス、公平性を確保するというを理由にしているとの説明でありましたが、特別徴収、つまり給料からの天引きは地方税法の319条と同329条の4などで定められており、もともとは天引き制度自体は進駐軍のやってきたことによる申告納税制度の一般原則を天引きにしたことから始まるものであります。そういう点では、例えば市町村民税の減免規定、これは特別徴収義務者は適用し

ない、323条であります。全納奨励金を実施することによる特別徴収者と普通徴収者との間の不公平の拡大を町民にかぶせることは道理に合わないと考えられるものであります。制度そのものが違う点についてどう考えているかであります。

3つ目は、前納奨励制度を縮小することで、町民税44万3,120円、固定資産税182万5,879円、計226万8,990円を節約できると試算をしていますが、その発想自体が貧弱であり、根本からの転換が必要だと考えますが、3点についてのご見解、質問にお答え願いたいと思います。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 まず1点目の、納税意欲をそぐということでありまして、この制度につきましては昭和25年というころに始まった制度でございまして、当時は銀行での窓口納付なり、あるいは振りかえ納税等のまだ十分じゃないときでございまして、現在につきましては、そういう大きく社会情勢も変わっておりまして、納税意欲についてもかなりの向上が見られるということで判断をしております。したがって、前納報償金を、その交付率を下げたことによって納税意欲が極端に低下するということは、担当としては、私自身はそういうふうに一応考えております。

それと、特別徴収とのバランスの件ですけれども、現在甲良町については、それを、町民税については廃止するというのではなくて、行く行くは、数年先には検討していくということで、というのは、特別徴収については前納したくでもできないという、そういう不公平感が漂っているということで、今全国的にもそういう流れにありますし、実際県下においてもかなりの団体がすべて廃止しているという状況でございまして。

それと、220万余り、合わせて財源の縮減ということでもございましてけれども、税収自身は何ら変わりませんが、今厳しい財政状況でもございまして、町としても財源の確保という点で今回このように提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ただいまの答弁は納得できないものであります。もちろんこれは国の制度で、課税の強化と徴収の強化、この方向に踏み出したというように私は考えます。そういう点から見ても、住民税の減税が、定率減税が廃止をされて非常に大きな負担になっております。そこに、元に戻すこと自体が大事なことであります。その部分的な軽減策であっても私は残すべき。つまり軽減措置をなくす方向で進んでいるというのは納得できないものであります。前納報償金を、奨励制度となくすというのは、これは天引きだとか、それから口座の振りかえが進んでいます。そういうところから見たら問答無用



でとれる制度が、仕組みが完了しつつあるということで、早く納めてくださいよということをお知らせする必要があるというふうに踏み出したのかというように私は思っていますが、その点はどうなのでしょう。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 早く納めてくださいということではなくて、確かに口座振りかえ等々の場合については確実に入ってくるということでもございますし、確かに事務効率の面から言うても、私たちから見れば事務の簡素化ということで進めているんですけれども、確かに今住民の立場から見ると、少ないよりも多い方がいいということで、住民感情としてはわかるんですけれども、ただ、今市中の銀行等々の金利を含めましてもかなりの、それを見ましても率等についても決して劣っていることには考えておりませんので、そういう点でちょっとご理解をお願いしたいと思います。

○藤堂議長 ほかにはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

討論はありませんか。

北川議員。

○北川議員 11番。

2日の全協で、私もこの件についていろいろと私の意見を述べさせていただきました。前納報償金、繰り返しになります。例えば、下水道の汚水まです、前納報償金、非常に魅力がありました。100分の8であります。したがって、できるだけ速やかに納めようと、そのことによって、いわば褒美がもらえるんやと。1万2、3千円という金額になると思うんです、16万中。そういう魅力を感じて納税意識が非常に高まった、そういう思いを私はしております。

私も議会に入らせていただいたのが平成8年でありまして、この町民税等の前納報償金は1000分の7でしたかね、ということで、金額的にすれば個々の納める税金に対しての報償金、少ないかもしれませんが、しかし、こういう制度があることによって少しでも切り詰めて早目に納めようという意識が皆さんの中にもあって、町民のいろんな方から納税を促進する、形容する形が制度としてできていたわけでありまして。前納することによって一家の家族、報償金をもらって、今度の日曜日、その報償金で、一家で夕食、ラーメンでも食いに行こうかというような、そういうささやかな家庭の高まりというんですか、楽しみというのも、報奨制度が減額されることによってだんだん損なわれるのではないかと、そういう思いもしております。

したがって、今回、1000分の5から1000分の3、県下各地の

市町村は同じような形で報償金がダウンすると。将来的には全廃というような話もされておりますが、せめて甲良町だけでも、金額にしたらしれているんです、二百何十万節約されるだけです。ほかのところで経費で削減してもらってささやかな楽しみぐらいは残していただきたい、私はそういう思いをしております。

したがって、今回はこの提案される議案というのは提案されないのではないかと、いうわずかな期待をしておりましたが、残念ながら提案をされておりました。したがって、今回のこの提案に対しては、全面的に私は反対をします。

○藤堂議長 ほかには議論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

私も反対討論であります。6点にわたってまとめました。

1つは、もともと憲法によって納税の義務が定められていることは言うまでもありません。地方税法はその諸法律の1つで、具体的な税金が私たちに課せられている問題であります。

2つ目には、地方税法231条の条文は、できるとなっており、自治体の選択規定となっていました。報償金制度を持たない、廃止した自治体も少なくないという実態が全協の議案説明で報告されました。報償金制度の持つ積極的な意義である納税意欲の向上という目的は続けるべきだということ、縮小してはならないというように思います。

4つ目に、現在私たち町民をめぐる負担では、住民税が引き上がり、年金などが目減りをしているときに数百円、数千円の少額単位であっても助かるな、安くなるなという実感であります。その上、行政が小さな配慮をしている実感ははるかに大きなものがありますし、こういう実感を持ちにくい現代において、早目に納税義務を果たそうとする気持ちを誘発する奨励金制度は、縮小してはならないものであります。まして今回の改訂で、支出の削減される金額は226万8,000円と試算されています。特別徴収の町民との公平は一理あると思います。しかし、特別徴収義務者を定める法体系の中で、これを今回廃止の方向を踏み出す口実にしてはならないというように私は思うのであります。公平を挙げるのであるならば、不公平な課税の実態をただして、町民に等しく受けられる経済的軽減を思い切って実施すべきだというように思いますし、その方向に転換をする上でも、この報償金制度を縮小することについては反対すべきだと考えるものであります。よろしくお願いします。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 いみじくも平成9年12月議会、私は当時は税務課長でありました。0.7から0.5に前納報償金の率を落とす、下げる提案をした立場でありました。あれから今立場は変わりました、町民の選ばれた議員として、町民の代弁者としての立場で、町民の立場で反対討論をいたします。

ここに今、平成19年度私が納めた税金の納税通知書がございます。町県民税につきましては45万1,100円を一括納付をいたしております。そのときの前納報償金が8,400円。皆さん、これ、どう考えるでしょうか。45万1,100円を一括で払った前納報償金が8,400円。私は決して高い数字、大きい数字ではないと思います。むしろ「えっ？ こんな少ないんか」という感想さえ持つものでございます。それが改正案によりますと、8,400円が5,040円になる。これはものすごく下落というか、非常に落ち込んでいます。

一方、固定資産税であります、9万5,700円の一括納付であります。その前納報償金が2,180円でございます。約10万円の税金を一括で支払って、そして前納報償金が2,180円。これが改正案によりますと1,310円になるわけです。

先ほど説明、また討論の中で、一括前納にする場合の前納報償金、特別徴収されるものにはその恩恵がこうむらない云々とありましたが、特別徴収は12回の分納制度であります。年間の税金を12回に分けて税金を納めるわけです。しかし、前納報償金は一括前納でございます。前納というのは前もって納める。それと、すべての税を納める。要するに一括でもって完納するわけです。そういう制度にわずかばかりの前納報償金がつく。その改正については反対であります。

もう一つ、この前納報償というか、前納によって得る税収、計算をしてみました。年間甲良町が税収をというか、税収8億8,000万円が、今年の予算でもそうですし、平成19年度の決算でもそのとおりでございますが、そのうち一括納付、前納でもって2億5,000万円の税が5月ないし6月の時点でその税金が入ることになります。そのことによって町は効率的に行政運営が図られるということでございます。その2億5,000万円の前納された税金でもって行政がそのお金を早く使える。効率的に、またそれを運用、活かせることができるという、そういう利点がございます。わずか226万8,900円の前納報償金カットよりか、この行政効果、効率的に運営を果たすことの方がメリットが大きいというふうに考えます。よって、私は、この案件につきましては反対の討論といたします。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

私は賛成討論を行います。

1点目は、納税はやはりこれは国民の義務であります。そして、2点目です、ね、わずか0.5から0.3%に下がっても、お金のある人は払える。ない人は払えない。だから、大勢に影響はないと私は思います。第3点目に、納税意識のある人は払っていく。ない人は払わない。だから、これはやはりやってもやらなくてもいいのであれば、やはり今の250万という金は甲良町にとって大変重要な金額であります。だから、財政的な面を考えれば、これはやはり今の原案に賛成いたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第55号は否決されました。

次に、日程第5 議案第56号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第56号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 議案第56号 甲良町国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

平成21年1月1日から以降の文面から、産科医療補償制度が創設されることになりました。健康保険法の施行令等の一部を改正する法令が公布されたことに伴いまして、甲良町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

第8条につきましては、出産育児一時金の定めでございます。現行の一時金35万円に、規則の定めることにより3万円を加算するものでございま

す。

第2項につきましては、「第9条」を「次条」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年1月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額につきましては、従前の例によるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

国の制度であります。本町とも深くかかわる問題でありますので、4点質問をいたします。

1つは、産科医療制度の発足に伴う補償であります。これをなぜ脳性麻痺だけに限定したのかについてご説明願いたいと思います。

2つ目は、民間の保険会社に委託をしておりますが、政府が責任を持ってこのトラブル解決に当たるというのが本筋であります。なぜそういうように民間に任せる、保険会社に任せることになったのかであります。

3つ目は、産科医療制度の発足にあたって、妊婦に負担が増えることがないのかどうか、ご確認願いたいと思います。

4つ目に、この制度への加入は、状況によりますと任意と思われ。リスクを補償するという前向きな制度だということであれば、なぜすべての医療機関が加入する制度にしないかについてお尋ねをいたします。

以上、4点、お願いいたします。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 1点目の、どうして脳性麻痺に限定したのかということですが、この制度につきましては、産科医の訴訟リスクが高いということで、今、産科医がないということで非常に社会問題になっておりますけれども、まずは1点前進したかなというふうに思っています。脳性麻痺だけということですが、情報といたしましてはいろんな問題点があるので、少なくとも5年以内には制度の見直し等も検討するというような状況を聞いております。

それから、なぜ民間に任せることになったのかということですが、これも今制度がスタートしたばかりで、若干民間に入ることによって、この保険制度の透明性が失われるということで危惧することも情報としてはあるんですけれども、現在のところは、今こういうスタートということになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、3つ目ですけれども、妊婦の負担というか、それはございません。

それから、4点目でございますけれども、加入状況でございますが、滋賀県下におきましては、医療機関はほぼ加入をしているという状況でございますので、よろしく申し上げます。

任意ということでございますけれども、極力こういう訴訟等々、あるいは患者さんの負担を軽減するという意味からも当然その加入等については進めていくということでございますけれども、現在はそういう、かなりの率で加入されている認識をしております。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 1つは、もともとこの制度が発足するようになったのは、医師不足の中でも特に産科医、小児科医の過重労働、つまり交代制による、または24時間の勤務が必要ということから、それに対応できずにトラブルが発生するという事案が、この近年急増していることから始まったんだと思います。そういうところから見たら、トラブルのものは、新聞報道でも見る限り脳性麻痺に限定していない。いろんな点で障害が残って、その補償の問題で訴訟に発展している事例が幾つもあるわけですけども、5年以内の見直しと言いますが、発足して間なしで、5年以内にその制度の拡充を考えねばならないという点でも、私はもともとの出発点が貧弱だということに思うんですが、この脳性麻痺だけに限定をして、ないしは、それに類するものも対象にしているという明文が制度の中にあるのかどうか、確認を願いたいと思います。

それから、この任意加入の点ですけれども、あくまで制度上は任意であって、答弁にもありましたように、ほぼ期間が加入しているという、ほぼという表現を使わざるを得ないわけで、そういう点から見たら、私が聞いているのは強制制度、つまり全部の医療機関が加入する。産科を抱える医療機関が加入するというのが大前提になるべきだと思いますが、それが外されたところは何なのかということを知りたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 済みません。1点目については、現在そういうことはございません。それから、任意の外されたという、その要因は何かということでございますけれども、担当としてどうして外されたかということをやっと把握しておりませんが、またそういう機会等があれば、当然そういうことも想定できるわけでございますから、安心してお産ができるということも含めて機会ごとにそういう意見等々は述べていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私が一番最初に質問した妊婦や、それから町民への負担が増えるのかについて答弁が漏れていますので、改めて回答をお願いしたいんですが、この制度は保険制度、保険の支払いは妊婦が行う仕組みになっていますが、その制度は当人の負担にならないという点で確認を願いたいと思うんです。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 妊婦さんの負担はございません。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

医師を減らすという、この一県一医大、この方針が以前に決められたわけですけれども、これを撤回する、変更する閣議決定が、既に1982年に行われています。そして1986年、医学部の定員を10%削減することも閣議でそのまま決められています。医療費の増大だけを、制度の欠陥や政治の責任と切り離してさまざまな抑制策がとり続けられて、02年、小泉内閣のときであります。平成14年以後、2,200億円もの社会保障予算を削り続けて、総額1兆6,200億円に現在上ります。今年になり、若干医師増員の改善が一部でとられるようになりましたが、医師不足は都市部に偏った現象と言う閣僚がございましたが、そうでは全くありません。東京での妊婦の死亡事件に見られるように、東京都でさえもああいう事件が起こる現状であります。根本的には解決をされていないことを直視しなければなりません。

一番近い彦根市民病院の一部病棟、7病棟のB病棟であります。閉鎖をされています。そして、豊郷病院の神経科、心療内科とも一般的に呼びますが、この医師が半減することによって閉科の危機にあることが最近報告されています。来年度から診療そのものがないというので、入院患者に転院の勧めが文書で流されています。産科医療の充実、直接かかわる妊婦さんのみならず、地域社会の持続的な発展の基礎をなす重要事業の1つであります。医療の資質を国のお荷物とする誤った考え方を転換して、医療は国の活性化という方向に踏み出す必要を痛感するものであります。歴代の自公政権の社会保障政策を根本から切りかえて、ヨーロッパ並みの社会保障制度に向かって抜本的な拡充に踏み出すことは、私ども提案しております。

GDP比(国内総生産)で5ポイント増やして、イギリス並みにすれば、25

兆円が増額をできる試算がされています。国民の健康を守り、命を生み出す重要な事業と位置づけ、そこから雇用も拡大し、産業も発展するという位置づけに転換しなければなりません。小手先の対策に陥ることなく、医療の充実を求める声を地方から、また現実から大きくしていく必要性を痛感しております。このことをもって提案をし、この提案そのものについては1つの前進方向でありますので、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第6 議案第57号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第57号 湖東広域衛生管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年4月1日から湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務のうち、心身障害児通園事業および乳幼児発達相談指導事業について共同処理する事務の区域から東近江市を除くよう、湖東広域衛生管理組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体において協議することにつき、同法第290条の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第57号 湖東広域衛生管理組合規約の一部を改正する規約についてご説明申し上げます。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を次のように改正をお願いするもので、別表第3条を次のように改めるというものです。



湖東広域衛生管理組合で共同処理を行っていました別表第3条関係第2号の、心身障害児通園事業、第3号、乳幼児相談発達事業の2事業につきまして、八日市市に合併した愛東町と湖東町については、平成21年4月1日から東近江市が市内全域で当該事業を実施することで組合規約の共同処理をする事務の区域から外れることになり、今回、区域の一部変更をお願いするものでございます。

付則として、この規約は平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

議案説明の中で、この旧湖東町が区域変更でこの組合から、この事業から脱会というんですか、抜けることが説明されましたが、それによる負担金の減、これ、間違っていれば訂正で再度説明願ったらいいんですが、私の聞き取りで898万4,000円と説明されました。そして、その分を残りの市町で、自治体で割りますと、甲良町分の負担が123万3,000円の増になるということですが、この金額は間違いがないかということと、間違いがあれば再度改めて提起を、報告をしていただいたら結構ですが、このことによって利用者の負担を増える。利用料を増額するという方向が検討されているのかどうか。町の公的負担でこの事業を維持するという方向なのか、お尋ねをいたします。2点です。よろしく願いします。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 失礼します。ただいまのご質問ですが、全協の折に898万4,000円ということをお願いしました。旧の愛東地区と湖東地区の合計額でございます。その差額を4町で負担することになりますので、123万3,000円の負担増になります。

それと、もう一つお尋ねの利用料の件でございます。東近江市が脱退しまして、平成21年度の利用人数は45人という見込みが上がっております。そのことによりまして、利用料といいますが、人口割と均等割で、今、負担金を納めさせていただいているんですけども、50%ずつで納めさせていただいているんですが、約半数が愛荘町27名ということになります。今後、現状のままでいくかどうか、利用料割でいくかは課題となっておりますので、今後の湖東衛生管理組合での課長会で、またそちらの方につきましては問題として持ちかけたいと思っております。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 前回のときにも私の方で申し上げたんですけども、心身障害児の通園事業につきましては、東近江市が抜けるというふうなことで、平成21年度の負担金予想では78万2,000円の増額になってまいります。それと、発達相談指導事業費につきましては、62万9,000円の増額ということにはなりません。一応この負担金割合につきましては、均等割と人口割ということで町の方で負担をしていると、50%ずつでやっているというふうなことでございます。

愛犬つくし教室の園舎の公債費につきましては、平成20年度で東近江市の方、みずからの負担については繰り上げ償還をされるということでございますので、影響はないというものでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 2人とも丁寧に説明をされようとしたんだと思いますが、利用者の負担をこの町の負担が増えることでかぶせる、ないしは変更するという方向での検討があるかないかを聞いています。よろしくお願いします。

○藤堂議長 主監。

○山崎保健福祉主監 自立支援法でいきますと本人1割負担ですけども、特に療育事業につきましては、本人から徴収はいたしておりません。今後もその予定で進めてまいりたいというように思います。

○藤堂議長 ほかにはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、議案第57号を採決いたします。  
お諮りをいたします。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第7 議案第58号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第58号 平成20年度甲良町一般会計補正予算(第3

号)。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第58号 平成20年度甲良町一般会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億109万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億4,914万7,000円にお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額は第1表で、債務負担行為の補正は第2表で、地方債の補正は第3表で説明をいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。8款 地方特例交付金、補正額103万7,000円の増額、9款 地方交付税145万6,000円の増額、11款 分担金および負担金103万4,000円の増額、12款 使用料及び手数料218万1,000円の減額、13款 国庫支出金1億8,268万2,000円の増額、14款 県支出金398万4,000円の増額、16款 繰入金、補正額1億649万3,000円の増額、18款 諸収入92万7,000円の増額、19款 町債500万円の増額、20款 寄付金66万7,000円の増額でございます。したがって、歳入合計は、補正前予算額32億4,804万8,000円に3億109万9,000円を追加し、補正後予算額を35億4,914万7,000円にお願いするものでございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。2款の総務費、補正額346万7,000円の増額、3款 民生費2億8,612万8,000円の増額、4款 衛生費314万4,000円の増額、6款 農林水産業費844万3,000円の減額、7款 商工費3万1,000円の増額、8款 土木費505万6,000円の増額、9款 消防費1,004万4,000円の増額、10款 教育費167万2,000円の増額、歳出合計は歳入合計に同額でございます。

続きまして、5ページ、第2表 債務負担行為補正でございます。甲良町新総合計画策定業務委託、期間につきましては、平成20年度から平成21年度まで。限度額は600万円でございます。

第3表 地方債補正でございます。防災基盤整備事業、補正前ゼロ、補正

後 500 万円、合計、補正前 1 億 7, 511 万 2, 000 円、補正後 1 億 8, 011 万 2, 000 円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10 番 西澤議員。

○西澤議員 ページに従って順次説明を求めたいと思います。

5 ページですが、甲良町新総合計画策定業務委託にかかわる問題で 3 点あります。第 1 次、第 2 次計画の総括に立つ必要があると考えるものであります。細部にわたってコンサルに半ば丸投げであります。手元に持っております、これだけ分厚いページ数、最終ページは 213 ページであります。一般町民には各世帯によりやく冊子が配られていますが、目を通しておられる方がどれだけおられるでしょうか。そういう点から見れば、庁舎内の職員間の論議と提案、町民の中での論議は、私は皆無に等しいと考えています。この第 2 次の総合計画が可決をされたとき、私は議員ではございませんでしたが、傍聴をしておりましたが、討論はございません。つまり町民の代表たる議会が議決をするというのに、この始まりから終わるまで討論に参加する状況ではございませんでした。そういう点ではコンサル委託は町民的論議、議会の論議、これを経た後にすべきだ考えるが、どうかのお答えを願います。

2 つ目に、町民の意見、職員の意見を反映する仕組みをどのように今回、新総合計画でするのかであります。

3 点目は、この計画の役割の中に書いています、国も県も、そして企業も活動計画の指針とすることがうたわれており、とりわけその中の④に、代表機関の行動を統制する最も高次の規範としての役割を担うとうたっています。しかし、その決め方、それから決めた後の扱いは、その内容にふさわしいものになっていないというように私は思うのであります。そういう点から見ても、この 3 点についてご見解、どのようにするのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ただいまの新総合計画についてのご質問でございます。

まず 1 点目の、職員はもちろん議員を含めての討論でございます。お手元に資料をお持ちでしょうか。180 から策定経緯が載っておりますし、それから、182 ページに庁内策定委員会の内部委員会で職員が 4 つの部会をつくって議論検討し、たたき台、原案づくりをして内部議論を深めているということでございますし、それから各機関、広範な意見も議決に至るまでにはいただいているというのが 1 点目であります。

それから、2点目の職員の意見につきましても今申し上げましたように、策定部会という内部部会で職員参加でやってきたところでございます。

それから、役割でございますが、今、西澤議員がおっしゃっていただきました総合計画には、お持ちですので3ページの右上であります、地方自治法第2条第4項、ちょっとこれミスプリで4項であります、議会の議決を経てということ、町の総合的かつ計画的な行政運営の基本構想、いわゆるおっしゃっていただいた町の最上位計画ということでございますので、この計画、基本構想に沿って行財政運営を進めると。なおかつ、最高でありますので、当然議会の議決を得るということでございますので、ご質問いただいている中では十分前段議論をして最後の議決をいただいたというものでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 実態から言えば、なかなかこれをテキストにしながら進めるというようになっていない点で、再度どういうようにするのか。そして、その出発そのものが私は違っているというように思うのであります。

続けて次の質問をいたしますので、答弁を続けてお願いいたします。10ページであります、農漁村活性化プロジェクト支援交付金についてであります。1つは、契約決定に基づく減と言われておりますが、どのような計画かあります。ふるさと交流村計画にかかわることだと思っておりますが、契約の相手、契約の内容についてご説明願います。

3つ目ですが、14ページです。冬期生活支援助成金について、実施時期について町長提案の説明がございましたので省きますが、支給対象であります。いつの時点で判断をするのか。つまり、今年度中に実施をするということありますので、12月1日ないしは12月31日で切るとかどうかあります。私は、今年末に実施をするというのであれば、12月末の時点で対象を選定すべきというように私は思います。

それから、15ページであります。地域介護福祉空間整備等整備事業費であります。に関係しましては3点です。

現在稼働しているデイサービスが町内で2カ所あるわけですけれども、新たにつくるという必要性が何かという点でありますし、そして、それは緊急性が求められているものかということあります。もう1点は、誰が新設の必要性を訴えたのかであります。

2つ目は、先月全協での説明の中で、議員から希望者はあるのかとの質問に対して、希望者はないとの回答でありました。ひとり暮らしの方に希望を直接聞き取りもしないで、見込みでこの事業を実施するのかと疑わざるを得

ないわけですが、現在の住まいを離れて共同生活に移行するという点では、字の生活や、それから家族の問題、資産の問題などで難問を抱えています。それを解決する必要がありますが、そういったものを見越しての立案なのかというのが、この項目での2つであります。

3つ目は、この施設整備購入費1,800万円は、国の基準が1,000万となっているということではありますが、2倍近くあって、予定品目を私は提出する必要があるので、この点での見解です。

続けて、16ページであります。仮造成地工事、250万が計上されています。現場説明で優良残土、きょう議会が始まる前に産業主監が説明がありましたが、クレームがつくぐらいであります。優良残土と説明しながらどこの土なのかの定めもない。だと思ふという説明でありましたが、なぜそういうようになったのか。現実にどこの土なのか確かめたことがあるのか、これが1つであります。

2つ目は、仮造成と「仮」がついていれば、本造成があると思うんですが、その違い、どのように今後進める計画なのかであります。

3つ目は、建設計画の中で説明がありました。国交省所轄事業を省いたということで、総額6億幾らになってはいますが、当初の計画からどこが変わったのかの説明をお願いしたいと思います。

続いて、19ページであります。地上デジタル放送の受信設備助成金、これ、開始をされた荒神山で、地上デジタルが開始をされていますが、開始をされた時期を報告してください。

それから、2つ目に、電波障害が起きる範囲と程度は調査されてどのようなものだったのか、これが2点目であります。

3点目は、アンテナの改修、更新ということではなくて、今回出されているのは設備の補助金であります。改善のための措置はいつ完了するのか、これをご回答ください。

続いて、14ページの呉竹総合センターであります。かつて同和地域と呼ばれた地域の解消と差別の源をなくして克服しようとする課題の中で特別な役割を持つ施設は改めて必要がないというように提起をしたいと思うんですが、西学区の交流センターという表現をされています。しかし、現に特別扱いを温存をして制度を残す。地域の中に建てて本来の発展的な役割を果たすことができるのかどうか、大きな疑問が残るわけですが、これの見解であります。

2つ目は、西学区の交流センターというのであるならば、特別扱いをする同和行政の終結を町民全員に宣言をすべきであります。その中から行政課題も残るのは、私、認めますし、町民同士の中での交流、納得はこれからであ

ります。そういう点でも、そのことを宣言すべきだと考えるわけですが、この点の見解をお願いします。

続いて、この項目の3番目は、補助金適正化法の関係から言っても、社会事業法の関係から言っても、旧隣保館を解体することとリンクをさせてセンターの全面的改築には無理な手法だと思われませんが、県と国の見解はどのようになったのかについて詳しく説明をお願いします。

8点目ですが、2日の議案説明の中で、施設建設の計画、3つの事業が説明をされました。その中で、財政上の説明がありましたが、初年度当初ではなくて、しかも20年が終わる4カ月前を切った段階に、なぜ急いで、そういう疑問であります。3つともとにかく着工するまでのルールをつくって、既成事実づくりであるというように思わざるを得ません。町長提案の中にもありました、今年度大型ビッグ事業、大型予算というように表現されましたが、まさにそのとおりでありますので、そういう点でもこの説明をお願いしたいと思います。

最後に、基金の取り崩しがこの中に、この3事業だけでも2億3,000万円に上ります。税金の使い方を暮らしや福祉、医療、介護、教育、子育て、農業、中小業者への直接支援に切りかえるべきだと町内の状況を見てもそうと思いますが、どんな検討をされたのかのお答えをお願いいたします。

以上です。

○藤堂議長 沢山の質問をいただきました。ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○藤堂議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開会をいたします。

ページ数に従いまして、順次行政サイド、質問願いたいと思いますので、質疑を制限するつもりもありませんけれども、補正予算に関することで一般質問等の関連がありますので、簡単明瞭に、聞かれたことのみお答えください。

産業振興主監。

○中山産業振興主監 まず、10ページ、2項4目、一番上の方でございますけれども、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、この内容、契約に伴います減額内容でございますけれども、ご質問がありました相手方、内外エンジニアリング株式会社との契約でございます。委託業務につきましては、甲良町ふるさと交流村拠点施設実施設計業務でございます。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ページ15の地域介護福祉空間整備事業について、3点ほどご質問があったと思いますけれども、お答えします。

デイサービスセンターは、甲良町、2カ所じゃなしに3カ所、笑楽、けやき、せせらぎがございます。この計上に至ったわけでございますけれども、高齢化社会の中でどんどんと通所のサービス費用が、需要が増えています。一般のデイサービス事業と違って、認知症の対応がこの近隣にないというようなことで、ちょっと性格が違いますので、そういった施設をぜひお願いしたいということで行ったわけでございます。

それから、まだ誰が入るかと決まっていないということでございます。共同住宅的なものにつきましては、日ごろ私たちがご老人と会話する中で、ぜひそういう場所を設置してほしいという声も聞いておりますし、また、本会議が終了するまでは公募も当然できませんので、今後そういったことで公募していきたいというふうに思っております。

それから、1,800万円につきましては、これは什器備品と、本当に純粋な備品だけが10分の10で1,800万円は10割補助でついているものでございます。

それから、今回の補正で上げましたのは、国の第1次補正でお願いしたもので、9月5日付の内示でございます。よって、今年度で計上しなければならぬという必要があって、この12月議会で計上したわけでございます。なお、備品については年度内に執行可能ということで、これは執行していきたいというふうに思っております。

○藤堂議長 福祉主監。

○山崎保健福祉主監 冬期支援につきましては、12月1日現在での基準を設定しております。仕組みにつきましても、また一般質問がございますけれども、12月中ということで予定をしているところでございます。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 16ページの一番下段でございますけれども、仮造成工事に関しましてのご質問でございます。

まず、3カ所の土木の残土ということで、犬上川、芹川、それと大杉川ということで現地の方は確かめを行っております。

それと、今回仮造成工事という表示でございますけれども、仮造成と本造成、仮造成とは基本的に下層の基盤の土を入れると。上層の路盤、舗装、または排水対策の側溝工事等を一応路盤工事、本式路盤というふうな考え方でのお話をさせていただいているところです。

それと、説明での総額の関係ですけれども、7億何がしが6億、この件に関しましては、事業主体があくまで甲良町という部分について県の部分を除いた、簡易パーキング部分を除いたというような内容でございます。

以上です。



○藤堂議長 教育次長。

○川並教育次長 それでは、19ページでございます。

デジタル放送の開始時期は、2003年12月に開始されております。対象エリアとしましては、中学校の東側で21戸が対象地区と。対象戸数でございます。完了はこの12日の日に説明し、順次工事をして完了したいと思っております。

以上です。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 失礼いたします。ちょっと風邪をひきまして声が聞き取りにくいと思いますが、よろしく願いいたします。

人権推進課の方には、センターの改築関係で3点ほどご質問をいただいておりますが、センターの改築に伴う補正予算といたしましては、来年度の改築に向けて必要最小限の改修、修繕料と、あと電柱移転、また防災行政無線の移転をお願いしているということでございます。議員の質問の中身につきましては、11月17日の全員協議会でご説明をさせていただいたとおりでございます。県の方と十分適正化法との整合性も加味しながら協議をして、今後計上させていただきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 基金の取り崩しの件でございますけれども、少しでも基金の取り崩しが抑制できるように、執行予算の精査、あるいは収入財源の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 まず、新総合計画について2回目を質問した後の答えをいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それから2つ目は、16ページ、仮造成事業に関連して議案説明の中で建設計画が説明がされまして、今ほど国交省の事業が省かれたというように答弁がございましたが、去年の8月の全協で7億4,000万の事業。そして、その以前の国会陳情の資料で見ますと、県の湖東振興局が事業主体となって簡易パーキングの事業を行うというようにされていたわけですが、説明が食い違う点で町民への対応をどういうようにされるのかというのは再々質問であります。

それから、デジタル放送の件について、これは電波障害になっているのはまさに町の施設、教育施設であります。そういう点から見れば対応が、以前も予算を計上されたときに言いましたが、遅かったのではないかとというように思います。2006年11月から荒神山の上から地上デジタルの放送が開始をされて、そのことを知った関係の町民は、それを受信をしたいと思って

購入しています。そういう点から見ても、既に2年が過ぎている。この点でどういように対応がされたのかの再質問であります。

もう一つは、基金の取り崩しであります。今後基金の取り崩しが少なくなるよようということでもあります。今回、基金の取り崩し、3事業で2億3,000万を予定をして承認を求めるという内容でありますから、そういう点から見ても、3事業にこの基金の取り崩しで2億3,000万を投入するという方向は変わらないわけで、節約の見通しは今後の見通しでありまして、どういような方向転換をする必要があると考えますが、その点について再度お尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 大変申しわけないです。総合計画の質問をもう1回お願ひできますでしょうか。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 分厚い資料であります。計画を策定するにあたって、また個々の計画を進めるにあたって、これに基づいてというよように計画書の役割の中で最高規範というよように位置づけられているわけですが、町民的には、また議会の中でも、また行政の中でも、これに基づいてというところになっていないというよように思いますし、私は出発のところ間違ひを起こしている。つまり町民がこういう作業をしていく上で、まさに10年間の方向をどうするかという点では大論議であります。その大論議を起こしていく仕掛けのところできちんとされているのかというのが1つありますので、そのことをお尋ねしたのであります。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 規範だとおっしゃっていただきましたので、我々職員は常にこれに基づいてということで、行政運営全般、財政運営全般については、この計画、基本構想に基づいた行政運営をするというのが基本であります。したがって、議員さんにお話、協議をするときには、これをもとに行政運営についての施策をご協議していただいているということでもあります。

それから、町民議論であります。前回2次のときは2カ年の策定期間を設けたんですが、今、債務負担行為を起こさせていただいて、20年度後半から21年度という1年少しの期間で策定をするという限られたスケジュールの設定をしております。したがって、最大の議論ができる努力をしたいと思ひますが、限られた期間ということもありますので、最大限努力をするということでお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 主監。

○中山産業振興主監 今ほどのご質問ですけれども、町民へは正確な情報をそ

の都度流していている状況でございますし、状況質問等につきましては一般質問でご質問もでございますので、この辺でご勘弁願いたいと思います。

○藤堂議長 教育次長。

○川並教育次長 デジタル放送の切りかえの遅れた理由でございます。何年か前からたびたび出ておったことは間違いございません。しかし、年々1件、2件というふうに対応するのはどうかと思ひまして、今まであやまってお待ちいただいたということで、今回まとめて対応していくということでございます。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 3事業の基金の取り崩しについてでございます。一応、今回の補正予算についてはすべての金額を基金取り崩しという形では見込んでいないわけでございますけども、全体事業の概略ということで2億3,000万という基金額を計上、皆さんにご説明申し上げました。

それで、そのときにも財政健全化のシミュレーションを見ていただいて、基金の現在高見込み等の数字も見ていただいたわけですが、現状、特別交付税につきましては、2億8,000万ということで、当初予算ベースの金額でシミュレーションしております。前年度ですと3億8,000万ほど特別交付税をいただいていたというふうなこともございます。金額が確定していないということで、当初予算ベースで計上しているというふうなことで、今後こういう財源等をうまく活用しながら基金、あるいは起債の抑制をさせていただきたいなというふうに思っております。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 一般会計の補正予算については、もともと大型の事業が組み入れられていることから、当初予算そのものを大きく前提から覆す内容になっていきますし、金額自体もそうであります。そういう点から見れば、委員会で付託をして議会、つまり住民の、町民の代表たる機関が十分なる、これでいいのかどうか。事実関係が明らかになるところで審議をするというのが大前提であり、議会の任務であることを申し上げておきたいと思ひます。

そして、一般会計についての個別の意見表明をさせていただきます。

1つは、子育てセンターの移築に伴う今回の併設であります。充実発展を求める陳情書が出されて、読ませていただきましたが、これに応じていくという点では賛成であります。もちろんこれは町民合意が要ることでありま

すし、町の財政がえらいからといってその施設を待ってもらうということについてもいささか疑問が残ります。そういう点では、今回の方向については子育てセンターができることについて、中央に持ってくるべきだということで山崎町長が就任をした後提案をしたときに討論をさせていただいたことを思い出していますが、この充実発展については賛成できるものであります。

2つ目に、呉竹総合センターであります。質疑の中でも若干意見を述べさせていただきました。今回わずかな改築であります。呉竹総合センターの全面改築に伴う1つの部分の八十数万の予算計上ではありますが、特別体制を残したままで、また不公平を残す象徴である建物を新たに数十年先にも残すという点では、私は賛成しかねますし、残すべきではない。廃止の方向で新たに考えるというのが筋であることを申し上げておきたいと思っております。

冬期生活支援についてはこもごも言われました。これについては町民の待っておられる方も非常に関心が高い。金額としても、総額で見ればわずかではありますが、受ける方から見れば本当にありがたいというのが実態であります。そのことを踏み出すならば、他の暮らしの支援、農業の支援、子育ての支援、経済的な支援を踏み切っていく必要があると考えます。ふるさと交流村に関する予算が新たに計上されていますが、この方向こそ、私が以前から言っています、いろんな経済状況が激変を9月からアメリカ発の金融危機で起こってまいりました。それに地方自治体がどう対応をするのかという点で、方向転換、そして深い論議が必要であります。そういうところから見れば、従来の3年間準備をしてきたからこれを実行に移すという論議ではなくて、今何が必要なのかという点から見ても、町民的論議を起こす上でも住民の意向調査、一番いいのは住民投票であります。それにかわる方法も含めて検討する必要があります。私は、この補正予算の全体の方向が根本的に、部分的な評価はございますが、改善する必要があるというように指摘せざるを得ないものであります。質疑の中でもふれてまいりました。とりわけ基金の取り崩し額、特別交付金が算入されれば基金の取り崩しがなくなるというもの、そうであっても、その基金の使い道、税金の使い道は暮らしの支援に充てる必要があると思っております。それでもなおかつ、交流村の計画を強硬するといふのであれば、町民の合意、多数の町民支援こそ尊重でありますし、直売所の期待されている方々も町民の後ろ押しがあつて努力ができる、力が入るというものではないでしょうか。そういう点でも早期に住民意向調査を実施すべきと考えます。

ちなみに豊郷町は、2001年道の駅構想が発表されました。そのときには住民意向調査を、何歳以上だったか記憶はありませんが、実施をされて、過半数五十数%だったと思っておりますが、住民の反対多数に従って計画は断念す

るという発表がございました。その資料もいただきましたが、近隣でそういうことがやられています。そのことに学んで、私は住民の意向調査をして、それで多数が踏み切っていくべきだと。埋め立てが始まりましたが、いよいよ施設が着工されるという前にあたって、それこそ町民がどう判断するか。必要なのか、まだ必要でない。農業をもっともっと充実させた上でもそこから考えてもいいじゃないかという点でも論議を深める必要がありますし、起こしていく当局の役割があるのではないかと思い、総合して反対討論とするものであります。

○藤堂議長 ほかに討論のある方。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。ほかに討論はありませんね。再確認をしておきます。ほかの方、もうありませんね。

北川議員。

○北川議員 11番 北川です。

先ほど西澤君から反対の討論がございました。その中に、この一般会計の補正予算については委員会付託をしてはどうかという意見もございました。12月2日の日に、1日全協を持ちまして、その中で十分に議論をしていただいてはどうかということが提案され、当日朝9時から現場視察なり、あと全協で一般会計、特別会計を含む、この12月議会の議案に対しての十分な質疑をしたのではないかと、そういう思いがあります。

したがって、予算決算特別委員会は、今回は開きませんと。ここで十分審議してくださいということを私も申し上げ、十分それでいけると、議運の委員長も議運でそういう決定をしたという報告もございました。したがって今回は、予算決算の常任委員会に付託することはないということでありませぬ。

甲良町の新総合計画の債務負担行為、先ほどからいろいろと意見が出ております。平成11年に第2次総合計画が打ち出され、そして、いよいよ最終年度ということになります。そのときは、コンサルが押谷さんやると私は記憶をしているんですが、その中で押谷さんのところの事務所が非常に甲良町に関心もあり、そして甲良町のことをよくご存じで、よく調べられ、よく来町もされたというようなこともございまして、甲良町にとってよい総合計画ができたのではないかと、私はそういうような思いをしておりました。

したがって、今度の第3次総合計画についても、第2次が策定される前に公民館で町民全体の集会等議論の場も持っていただいて、そういうところで十分な議論もしていただきました。そのおかげで甲良町のむらづくり委員会、まちづくり委員会も各集落単位で積極的な、甲良町のせせらぎ遊園の

まちづくりに積極的に皆取り組めたのではないか、そういう思いもいたしております。

また、空間整備の福祉事業については、今回の一番目玉の補正予算であります。1点納得できないのは、ちょっと甲良町の中心地である本町の役場周辺という部分から少し場所がかけ離れているのではないかというような思いをしておりまして、できればもう少し時間をかけて、この役場周辺の土地を何とか確保できる方向ができたらもっといいのではないかなという思いはありました。が、しかし、これも必要なものでありますし、私は子育て支援センターも、前山本町長のときにも支援センターは町の中心地になればならないということを私は言った記憶がございます。したがって、今回は下之郷地先になりましたが、そういうところに福祉施設を集約していただくというのも非常に大事であるというようなことでございます。

したがって、この補正予算については賛成をしないと、このように思います。

○藤堂議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第8 議案第59号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第59号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 議案第59号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思っております。

今回総額に、歳入歳出それぞれ9,094万6,000円の追加をお願い

いたしまして、歳入歳出それぞれ9億3,576万5,000円にお願いするものでございます。内容につきましては第1表でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入、3款 国庫支出金5,271万7,000円の追加、4款 療養給付費交付金880万円の追加、5款 県支出金738万7,000円の追加、6款 共同事業交付金3,358万円の追加、8款の繰入金288万4,000円の追加、11款の前期高齢者交付金1,442万2,000円の減でございます。補正前の額といたしまして、8億4,481万9,000円に、今回9,094万6,000円の追加をお願いいたしまして、補正後の金額でございますけれども、9億3,576万5,000円でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳出、1款 総務費107万1,000円の追加、2款 保険給付費で9,052万円の追加、5款 共同事業交付金1,294万2,000円の追加、6款 保健事業費1万円の追加、12款 予備費1,359万7,000円の減額でございます。歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

1点だけ説明をお願いします。今回の国保会計の補正予算は、新たに始まった産科医療補償制度に伴うもので、交付税措置、これが3分の2だと聞きますが、その額はどのようにして国保会計に入ってくるのか。そして、今会計で措置がされていると思いますが、どういように入ってくるのかの改めでの説明をお願いいたします。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 出産一時金につきましては、一般会計の方からルール分といたしまして3分の2を一般会計の方からいただきまして、残りの3分の1については国保税で賄うということでございます。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、ページ数で言いますと、この7ページ、一般会計の繰入金、その他の一般会計繰入金288万4,000円というところに措置をされていると見ればいいんでしょうか。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 そのとおりでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、後の3分の1についての支出はどのような計算、どのような表現になるのか、ご説明をお願いします。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 残りの3分の1については、全体の収入額の中からの、これについては一般財源で充当するということになります、残りの3分の1は。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

産科医療の補償制度に伴う点では、議案のさきの56号だったと思いますが、そこで述べたとおりであります。今回の国保補正はそれに伴うものが、他も若干ありますが、これに限定する補正予算と見まして賛成討論とするものであります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第9 議案第60号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第60号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。



○山崎保健福祉主監 議案第60号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回、歳入歳出予算の総額に、それぞれ675万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,575万5,000円とお願いするものでございます。では、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

1枚めくっていただきます。

まず、歳入の部、2款 使用料及び手数料3,000円の追加、4款 繰入金305万6,000円の追加、7款 国庫支出金370万円の追加、歳入合計は補正前5,899万6,000円、今回675万9,000円の追加をお願いし、6,575万5,000円をお願いするものでございます。

次に、歳出、1款 総務費が370万円の追加、2款 後期高齢者医療広域連合納付金が305万6,000円の追加、予備費が3,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 ページの7ページですが、後期高齢者医療システムの変更業務委託、新しいシステムが出るたびこういう金額が数百万、あるいは数千万の単位で出ています。今回のこの補正の中で組まれた内容は、どういうことが起こって変更の業務委託をする必要が出てきたのか、内容であります。ご説明よろしくをお願いします。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 システム変更の内容でございますが、当初軽減で7割軽減とありました。それが8.5割軽減に変わりましたので、その主な要因につきましては、軽減の割合の拡大ということでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 今説明がありました軽減措置の拡大であります。それについての本町での試算、どれだけの方が対象になるか。つまり国が説明するように、従来の国保税の負担と比べて軽減がされるという点でも、見込みであって根拠が示されないまま国では言われました。本町での試算をされておられましたら説明を願いたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 当初予算では、当然7割軽減、5割軽減、2割軽減で483名を計上しておりました。ところが、拡大によりまして8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、その上被保険者の被扶養者の凍結がございました。その合計をいたしますと640人に上昇しました。この640人か

ら483人を、当然これだけの人数が増えておりますので、金額的な差額は305万6,000円という額が生じてきております。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 今回、ほん一部の改定である、これに伴う補正予算であります、もともと国会で、この国会で後期高齢者医療制度廃止法案が参議院で可決すると。国の一院で廃止法案が実施された4月であります、その数カ月後に可決をするという点では異例の状況であります。そういう点から見れば、これは世界に類例のない、75歳を1つの線に区切って別の保険制度に囲い込むという点では批判の大きい根本的なところがございます。その事業に基づく会計であり、そして補正予算であります。中身についてもこういう手当を、つまり軽減措置を拡大せざるを得ないぐらい矛盾が広がっているというあらわれであり、部分的な補正予算であります、賛成するわけにはいかないということを表明させていただいております。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第10 議案第61号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第61号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設課長。

○若林建設課長 失礼いたします。議案第61号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

1枚お開きください。

今回の補正予算は、総額から歳入歳出それぞれ63万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,346万4,000円とするものでございます。内容につきましては、1表にて説明いたします。

歳入、繰入金、補正額500万円の減額でございます。5款 繰越金、補正額563万9,000円の増額でございます。歳入合計、補正前7億4,282万5,000円、補正額63万9,000円、合計7億346万4,000円でございます。

歳出、2款 下水道事業費、補正額はゼロ円でございます。4款 予備費63万9,000円の増額でございます。歳出合計額は歳入額と同額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 7ページであります。予備費が増額をされています。63万9,000円、この理由と根拠のご説明をお願いいたします。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 予備費63万9,000円でございますが、財源更正、その上の500万円ございまして、前年度の繰越金が563万9,000円でございます。元金分その他の方の修正で財源更正をしております。あと残りについては63万9,000円、予備費の方に回させていただいたものでございます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 63万9,000円増額したことで何か予定をしている事業、また、購入をしたり、そういう点の想定があつて増額されたことではないということの確認ができるでしょうか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 そのとおりでございます。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 下水道関係は、本予算は私は反対をしております。理由は改めて述べるまでもございますが、今回の補正については今先ほど主監が説明があったとおりの内容であり、問題がないと判断して賛成にさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第11 同意第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第6号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 それでは、甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについてご説明申し上げます。

このたび識見を有する監査委員の任期が満了になります。よりまして、下記の者を甲良町監査委員に選任したいと思いますので、地方自治法第196条の規定によりまして議会の同意をお願いしたいものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字北落32番地。

上田勝。

昭和28年7月26日生まれでございます。

上田氏につきましては、1974年に滋賀県庁に勤められ、2008年3月31日をもって滋賀県を退職されました。その間、農林部、そして土木、

土木の管理課、収用委員会事務局、空港整備局というようにいろいろ事務を体験されまして、最終は東近江地域振興局の建設管理部におきまして用地担当のグループリーダーとして退職をされました。地域におかれましては、1980年から28年間にわたりまして甲良町消防団員として活躍をされ、本年2008年7月からは甲良町農業委員に当選され、現在執務をされておられます。識見ともに監査委員として適当と思われるので、ぜひご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

ただいま上田勝氏の経歴、概略だと思いますが、説明がありました。その中で概括を見ても土木畑、空港整備局を含めて農林土木の関係を歩んでこられた方だということに判断をさせていただきました。現在、とかく行政職員同士のかばい合い、なれ合いが新聞報道、マスコミ報道でされて問題になっているところがあります。不適切な財政執行や公平性を欠く財政執行があるとき、期せずして遠慮なく判断をする、直言できることが求められていると思うのでありますが、そういう点で人選にあたってそのことも視野に、つまり甲良町行政の賛同者だけではなくて、いろんな提言、苦言も含めて発言をできるというのが大事なところがあります。それだからこそ私は町行政が発展するものだと思いますが、そういう人選にあたってそのような検討が含められたのか、人選経過についてご説明よろしくお願いします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 当然おっしゃるとおりでございますし、監査委員会という性質から、やはり公平な立場でいろいろご意見をいただきたいなというように思っておりますし、上田氏の経歴からして地方公共団体の財務管理、そして事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた識見を持っておられるものと判断しまして、今回提案をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

北川議員。

○北川議員 11番 北川。

私は、上田勝氏については賛成をしたい、このように思います。彼は、私

もちょうど甲良町せせらぎ夢現塾というのが以前にございまして、それでその夢現塾の塾生仲間として甲良町のまちづくり、あるいは集落のむらづくりに、ともに積極的に取り組んできた、そういう間柄でもございまして、先ほど説明がありましたように彼は県職に籍を置いておりまして、いろんな知識、経験が豊富でありまして、その分はそういうまちづくりにかなり活かされたのではないかと。そういう意味では郷土を愛して、一生懸命地域のために頑張ってきた1人ではないかと、そういう思いを私は感じました。現在は、先ほどの説明のように、甲良町の消防団員として甲良町の生命、財産を守るために一生懸命頑張らせていただいております。また、今年の農業委員の選任もされたということで、農業の知識も豊富でありますし、また、性格的に彼は非常に冷静な判断ができて、そして正しい行動力を持った、非常に今どき珍しいかたぶつの人物というような感じを私は受けております。そういう面では現川村現監査委員の次の監査委員として、しっかり監査の役目もしていただけないかなという期待をいたしておりますので賛成をしたい、このように思います。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私も賛成討論であります。上田勝氏については未知数であります。しかし、行政の監査委員に入るという点では、監査の任務の枠組み、非常に大事な仕事でありますし、監査回数、それから実務量から言っても相当な内容になります。そういう点から見れば、私はその行政職を活かすということから見ても、また、私は公務員全般を悪と見るいろんな流れがありますが、それについてはくみするものでありませんし、それは間違いだというように思うものであります。そういう点では、今後の甲良町の行政にあたって、財政執行全般が行政の運営の基本を検査、監査をするという内容になります。そのことを含めて、町長の発言にもありましたように公正な仕事が必要だということの枠組みが求められます。そういうことを過去の経歴、過去の実績にあぐらをかかず、甲良町に必要な課題、そして間違ったことは間違ったこととしっかりと発言をしていただくことを希望して賛成討論とするものであります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第6号は可決されました。

次に、日程第12 意見書第4号 「汚染米」の食用転用事件の全容解明、  
ミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書(案)を議題といたします。  
議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第4号 「汚染米」の食用転用事件の全容解明、ミニ  
マムアクセス米の輸入中止を求める意見書(案)。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

○藤堂議長 本意見書については、西澤議員から提出されていますので、西澤  
議員から提案説明を求めます。

10番 西澤議員。

○西澤議員 意見書第4号 「汚染米」の食用転用事件の全容解明、ミニマム  
アクセス米の輸入中止を求める意見書。

本文が書かれていますので、これを提案理由とさせていただいて、読ませ  
ていただきます。

同じ表題であります。

米穀加工販売会社「三笠フーズ」に端を発した、いわゆる「汚染米」の食  
用への転用事件は、食の安全・安心を脅かし、許すことができません。その  
影響は、各地の学校や保育所、医療、福祉施設まで巻き込み、弁当やおにぎ  
り、またお菓子、焼酎などの原料としても広く販売されており、社会を不安  
に陥れました。

もうけのためなら国民の命も顧みない一部企業の反社会的な行為が許され  
ないのはもちろんですが、何度も内部告発を受けながらこれを見逃してきた  
政府・農林水産省の責任は特別に重大です。

この事件の背景に、国民にとって必要でなく、輸入「義務」でもない米を  
「ミニマムアクセス米の輸入は義務だ」と強弁して輸入し続けてきたことが  
あります。アメリカに気兼ねして、汚染米とわかっていても「非食用」に転  
用してでも輸入実績を積み上げてきました。食の安全よりも企業の利益、ア  
メリカとの外交課題を優先する政府・農林水産省の姿勢を反省する必要があります。

今、世界の食糧事情は、専門機関やマスコミが報道しているように、バイオ燃料の導入拡大や投機マネーの食料への流入などで、「お金を出せば食料は輸入できる時代ではない」深刻な状況に直面しています。

このようなとき、耕作能力も条件もある日本で、4割の田んぼで減反をしながら外米を輸入することは、世界の食糧事情から見ても異常と言わざるを得ません。ミニマムアクセス米の輸入は直ちに中止し、減反政策を見直すべきです。

甲良町議会は、食の安全・安心の確保、人間の命と健康の源であるお米をはじめ、食糧生産とそれを通じた地域の暮らし・文化が成り立つよう願うものです。

よって、以下の事項の実現を強く求め、地方自治法の規定に基づき、意見書を提出します。

記。

1、汚染米事件の全容解明と汚染米の徹底回収を国の責任で行うこと。

2、需要がなく、「義務」でもないミニマムアクセス米（外米）の輸入を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

この文案であります。つけ加えて若干説明させていただきますと、以前から甲良町の議会でも、また、町民レベルでも、農業で成り立つまち、こういうように言われてまいりましたし、各産業についても農業の元気なところが他の産業にも発展をする、影響する。中小建設業者が多く誕生しましたが、同和対策事業もその1つであります。

しかし、その前提に甲良町の町の成り立ち、産業の成り立ち、それから土地の形成上からも、農業に頼って、農業を通じて活性化を行っていく。町の自然を守り、水を守る、こういう立場が非常に大事であります。そこを崩してきた大もとが今回の事件の背景になってきているという点でも、意見書をぜひ上げて、小さなまち甲良町としてもしっかり意見を申すことが大事でありますので、議員の皆さんの賛同をぜひよろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 西澤議員の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)



○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第4号は否決されました。

次に、日程第13 意見書第5号 消費税率引き上げに頼らないで社会保障の充実を求める意見書(案)を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第5号 消費税率引き上げに頼らないで社会保障の充実を求める意見書(案)。

上記の議案を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

○藤堂議長 本意見書については、西澤議員から提出されていますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 提案の資料をお持ちしましたので、議長の許可を得て配らせていただきました。よろしくお願いいたします。

意見書第5号、文案を読ませていただいて、若干の説明をさせていただきます。

消費税率引き上げに頼らないで社会保障の充実を求める意見書。

麻生首相は10月30日、「3年後の消費税率引き上げ」を表明しました。政府は2009年度に基礎年金の国庫負担を2分の1に引き上げることを理由に、「消費税は社会保障の財源にふさわしい」など、消費税率の引き上げ抜きには社会保障の充実はないかのようなキャンペーンを始めている。麻生首相の「消費税率引き上げ」会見には、これら政府・与党の動きが背景にあるものと思われる。

「働く貧困層」の拡大はアメリカ発の金融危機の影響をもろに受けて深刻な広がりを見せようとしている。「派遣切り」、期間社員などの雇いどめが大量に始まっており、個人消費の落ち込みはとどまるところがない。その上さらに消費税率を引き上げれば、貧困と経済格差はさらに広がり、「内需拡大」

に逆行することになり、日本経済を一層危機に陥れることは火を見るよりも明らかである。

政府は、消費税は「社会保障」の財源だと宣伝したが、実際には、年金の改悪、医療費自己負担比率の拡大など、社会保障は相次ぐ改悪が行われたのである。しかも、消費税導入以来、国民が納めた税額は188兆円(1989年～2007年)に上る一方、法人3税の減税による大企業の減税額は159兆円となり、消費税収入が大企業の減税分の穴埋めに使われたことは明らかである。

今必要なことは、大企業・大資産家への行き過ぎた減税をもとに戻し、5兆円に上る軍事費、条約上義務のない「思いやり予算」などを見直し、むだ遣いをなくすことである。そうすれば、社会保障の財源は十分に生み出すことができ、財政再建を進めることも可能である。

低所得者ほどい負担が重く、逆進性を持つ不公平な税制である消費税の増税を社会保障の財源にあてることは最悪の選択肢である。

よって、本町議会は国に対し、以下の事項の実現を強く求めるものである。  
記。

- 1、消費税の増税は行わないこと。
  - 2、現行消費税の食料品非課税措置を直ちに実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月8日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

お配りしました資料には、社会保障そのものがどんどん切り詰められている表が書かれています。項目を取り上げてみるだけでも、健保の本人の医療費は1割から3割に引き上げられました。老人医療費の自己負担は400円の外来が1割から3割の負担にされています。国民年金の保険料は、当時7,700円でありましたが、20年度は1万4,410円であります。厚生・共済年金の支給開始年齢は65歳に引き延ばされました。平均年額、一時金を除く現役給の68%だったものが47.7%にカットをされています。介護保険料の負担が新しく増えました。障害者自立支援法、障害者福祉法に基づいて、住民税非課税の措置がされていましたが、原則1割負担が導入をされています。後期高齢者の医療制度は今年から始まりました。という点でも、大企業の分に回って庶民に回らないというのが実態だというように思います。

中身についても書かれていますので、消費税を増税しなくても財源はある。この資料、お配りしました資料は、私どもも参加し、いろんな団体が加入をして、労働組合も加入をしている国民大運動実行委員会が作成した資料であ

ります。この中でも述べていますように、大企業・大資産家の行き過ぎた減税を元に戻す、軍事費を全額ゼロにせよと言っていません。アメリカ軍との先頭を想定した、アメリカ軍の傘下に入ることを想定した装備をなくすだけでも2兆数千億円節約できることになります。そして、甲良町の建設業者にはなかなかお呼びがかからない大工事がございしますが、そこに本当にごつつい税金が投入されています。こういう予算の配分を変えることで社会保障、十分実現することができるということを説明をしています。

加えて、EUの連合が消費税の税率引き下げを表明をして勧告をいたしました。そして、その記事が各マスコミでも取り上げられて、実際に消費の拡大がされているインタビューなどもされていましたが、そういう点では、日本の方向とEUがとる方向が大きく違う点であります。そういうところから見れば、庶民の懐、家計を直接温めるという減税効果こそ、この深刻な不況を乗り切る大事な視点だというように思いますので、この意見書への賛同をぜひ皆様によりしくお願いしたいと思います。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

4番 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

今、西澤議員の消費税の問題ですけれども、前の国会で麻生首相は、給付金の後に、この後3年後には消費税を上げたいと、こう言いましたけれども、まだ政府の閣議決定もなされていない、そしてまた、政府の中に議論もできていない、こういうときに、また消費税の目的税もはっきりしていない、こういう中でこういうことを、まだここで意見書に討論するのは時期尚早かと思しますので、私は反対します。

○藤堂議長 意見ですね。ほかに意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第5号は否決されました。

次に、日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午後 0時12分 休憩)

(午後 1時35分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第16 これより一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内としますので答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いをいたします。

まず最初に、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

6番 宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問させていただきます。

まず、地域介護福祉空間整備事業について、福祉主監にお尋ねしますが、介護予防施設の建設計画について、さきの全員協議会の場で計画の説明を受けた下之郷地先での地域介護福祉空間整備事業について質問します。簡単でよろしいので、施設での利用目的や利用対象者について回答いただきたい。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの宮寄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、包括的介護予防拠点施設につきましては、包括支援センターが実施します生活機能評価から抽出した方や、地域での自主トレーニング事業に参加されている方、また、認知症予防サロン施設につきましては、現在実施しております地域サロン事業等での参加者から、参加が望ましいと思われる方を対象としていますが、空き時間等につきましては両施設とも一般開放し、幅広く活用していただきたく思っております。

認知症対応型デイサービス施設につきましては、老人福祉法に基づきます介護保険適用事業所であり、認知症としての介護サービスが必要な方で、定員10名での在宅サービスを考えております。

また、地域密着支えグループハウスは、主に認知症予防の一環として、ひとり住まいの元気老人が開扉した民家で、家庭的な環境の中、共同生活を営むもので、昼間は近隣の方々の憩いの場として開放、交流の場としても活用をしていきたいというふうに思います。まずモデル的に実施しまして、今後協力していただける空き民家等があれば、順次考えてもまいりたいというふうに思っているところでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。再度お尋ねしますが、建設時期と開設予定時期について、わかる範囲で結構ですのでお答え願いたいです。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 建設時期と開設予定時期でございます。今後用地交渉が順調に進めば、本年度で造成、遅くとも6月の着工、10月の完成を予定しているところでございます。また、民家の改修につきましては本年度中に取りかかる予定をしているところでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、次に、子育て支援センターの早期着工について質問いたします。

介護予防施設に併設して建設計画と聞いておりますが、現在、町の東にあることから、西学校のお母さん方から遠くて利用がしにくい、また、実際東学区の利用者の方が多いと聞いています。また、赤ちゃんから未就園児が入り交じっての遊びの部屋であり、危険性を伴うことや、2階はサークルの部屋となっていて、妊婦や子どもが利用しにくいことと、個人的な相談をする場所がないなど不都合を来していると聞いております。今後建設される子育て支援センターについてどのような構想を持っているのか、わかる範囲で結

構ですのでお答え願いたい。

○藤堂議長 教育次長。

○川並教育次長 宮寄議員ご指摘のとおり、介護施設に併設した建設計画でございます。子育て支援センターは、地域全体の子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児の不安解消の相談、指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の発信の場として認識しております。議員のご指摘のとおり、建設にあたりましてご意見を参考に、また利用者や現場の意見等十分危機ながら早期着工に努めてまいりたいと考えております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 開設は10月になると答えられましたが、工事が遅れないよう、行政の努力を期待し、次に関連いたします。

県内ほとんどの保育園では、一時預かり保育を実施していると聞いておりますが、里帰り出産や医療機関に受診したり、突発的なことがいつ起こるやもわかりません。お母さん方の安心感や子育て支援策の一環として、支援センターの開設に合わせ一時保育の実施を検討していただければと再度お伺いいたします。

○藤堂議長 教育次長。

○川並教育次長 議員ご指摘のとおり、子育ての一環としまして前向きに検討していきたいと考えております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、前向きにご検討をお願いいたします。

続いて、冬期生活支援助成金についてお伺いいたします。

昨年度は原油価格の高騰により、北海道では昼間家にいる老人が燃料節約のため布団を8枚、9枚重ねて寒さに耐える姿が報じられておりました。年金以外に主な収入もなく、節約を余儀なくされての映像に心を痛めておりました。19年度は我が町でも燃料等の支援策として高齢者世帯等に4,000円が一律に助成されましたが、今回の補正で1世帯5,000円の、計、全体ですね、300万円が計上されております。その内容について質問いたします。目的は、経済的負担の軽減を図るということと思いますが、どのような家庭が対象になるのか、また、支給は幾らになるのか、お答えください。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 対象と支給はいつごろになるかというご質問でございます。

まず、本年1世帯5,000円の助成金の支給で、対象世帯の要件でございますが、20年12月1日を基準日として甲良町に住民登録がされている方で65歳以上のみで構成されている世帯、生活保護世帯と、今年は新たに

準要保護世帯をつけ加えております。そのほかに昨年同様、20年度の町県民税が非課税世帯で構成されている障害者・児および老人、精神障害者・児および老人等福祉福祉医療受給券の対象者、1人親世帯の母子および父子福祉医療受給券対象者で600世帯を対象としております。

また、助成の方法や支給日につきましては、昨年同様現金で各公民館等に出向きまして、12月中には交付をいたしたいというような思いで手続中でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 支給は12月末になるかと思いますが、年末何かと出費もかさむ時期であります。昨年も住民の皆さんから喜びの声を聞いております。事務量も増え何かと大変と思いますが、町民のために頑張ってくださいことを期待し、次の質問をさせていただきます。

では、次に、建設水道主監にお尋ねしますが、まず最初に、私が3月議会の一般質問でお聞きしたことについて、長寺の老人憩いセンターにつきましては、この9月に完成をしていただき、迅速な対応を賜りまして、ご老人方の喜ぶ姿を拝見いたしまして、私も議員になってよかったと初めて実感した次第でございます。

それと、もう一つ、甲良町運動公園危険場所を指摘させていただきましたが、当時、社会教育課長の答弁の中で、危険防止については早急に対応するというので、フェンスの設置工事を補正予算で計上していただきました。そこで、お聞きしますが、その工事の進捗状況、完成予定はどのようになっているのか、お聞きします。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 フェンス工事の進捗状況ということでご質問をいただいたわけですが、既にフェンスの基礎工事は完成をしております、フェンスの注文生産というところで、今納期を待っているところでございますが、今週末には入ってきて完成をするということで今進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 これも迅速な対応で子どもたちの楽しく野球するところをまた拝見しに行きたいと思ひます。

それでは、また、グラウンドには滑り台やいろいろや遊具があります。本当に小さな子どもたちが遊んでいるし、町内外の保育園の子どもたちも沢山遊びに来ております。11月20日に広島幼稚園で起きた滑り台遊びで、服の一部が遊具にひっかかり、3歳の女児が重体になった事故など、大人には想像もつかない事故等が後を絶ちません。そこでお聞きしますが、グラウ

ンドの遊具等を設置してから何年たっているのか、さびているところなど、ボルトが緩んでいるところはないのか、そのような点検等、定期的に行っておるのか、また、今後は遊具を増やす考えはないのか、さらに学校、保育園、各字の公園等の遊具はどのような点検をしているのか、専門家が点検を行っているのか、また、万が一事故が起こったらどのような補償になっているのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長 社会教育課長。

○奥川社会教育課長 議員の質問にお答えいたします。

まず、各種の点検の部分でございますが、まず、運動公園の点検につきましては、日常点検に加えまして、遊具の点検につきましてはローラースライダーを設置してもらっています業者に安全点検とあわせまして簡易な修繕等も行ってもらっています。

そして、学校関係につきましては、小学校では毎月15日に安全点検を行っておりまして、異常等、問題箇所が発見された場合につきましては、速やかに学校で処置できるものは処置をいたしまして、業者に点検を依頼するものにつきましては依頼をします。また、あわせまして毎年専門業者に年1回の点検および整備、保守等を行ってもらっています。

中学校につきましては、体育科の教師により随時点検を行いまして、必要に応じて業者に依頼する場合もございます。

そしてまた、保育園につきましては、自己点検と業者点検という形の2つの点検方式をとっておりまして、自己点検では月2回点検を行っております。園舎の中のおもちゃ等を含めまして、また、園庭の遊具等につきましても点検項目のチェックを行いまして対応しております。そして、専門業者による点検につきましては、年2回、専門業者に点検整備、保守等を行ってもらっております。

そして、各字等の遊具等につきましては、集落の方での点検をお願いしております。

保険等、要するに補償の関係になるわけですが、甲良町の方では、運動公園等を含めまして全国町村会の総合賠償補償保険に加入しておりまして、公園等には賠償責任保険と補償保険が該当します。それで、賠償責任保険ではこちらの管理する施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因する事故につきましては補償するという形で、補償金額につきましては身体賠償での保険金限度額が、1名当たり1億5,000万円で、財物補償では限度額1事故当たり2,000万円、そして、次に補償保険ですが、これは町村等が主催ならびに共催という形で行う事業に限るわけですが、その場合に事故が起こった場合の補償金額等につきましても死亡は500万、そしてから、後遺障



害、入院、通院と多種ございます。

そして、先ほど申されました運動公園での遊具の新たなという形は、今のところは考えてはおりません。

以上でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 さらにお聞きしますが、グラウンドゴルフ場には、毎日沢山の人が楽しんでおられますが、年間利用者はどれくらいおられるか。また、維持管理についてお尋ねします。

コースを設置してから数年がたつと思いますが、今では芝生もかなりきれいになってきました。ところが、毎日沢山の人が使用していると、今度はその芝生の一部がはげてきたり、水たまりができてきたりしております。そのような維持管理はどのようにしているのか。修理することは考えていないのか、お尋ねいたします。私としては、できれば定期的に使用されている人に材料等を支給して修理していただくか、とも思いますが、いかがでしょうか。

○藤堂議長 社会教育課長。

○奥川社会教育課長 ただいまの質問にお答えいたします。

グラウンドの使用、人数につきましては、大きな大会とか団体の場合につきましては申請書等をいただいております。今年4月から11月いっぱいまでにつきましては、1,009人の使用申請での利用となっておりますが、日々につきましては自由に使っている関係から、トータル的な人数の合計はつかめておりません。

そしてまた、維持管理等につきましては、昨年10月からですが、総合公園の管理とあわせましてシルバー人材センターの方に土曜日、日曜日、また休みの日、週2、3回の見回り等を含めまして維持管理をお願いしております。平日の管理につきましては毎日とはまいりませんが、教育委員会の職員の方で見回り等により対応しております。

そして、芝生の水たまり等の修繕につきましては、先ほどのシルバー人材センターの見回りのときに、簡易なものにつきましてはそこで対応願いました。ちょっと大きなものにつきましては教育委員会の方から職員がまいりまして、一応処理をしております。

そしてまた、議員から申されました日ごろの部分でということでは、今後また補修用の砂等を各3コース大きくございますので、そこに置きまして、使っていただく方に少しでも助けていただきたいと思っております。

以上でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今後一層の点検等の努力をよろしく願います。

続いての質問に移らせていただきます。

私は、甲良町長寺に在住しております。日々の生活の中で同和問題が全面解決されたとは感じておりません。かつて同和対策審議会の答申以来、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題としてさまざまな施策のもと、同和問題の解決に向け、本町でも取り組んでこられたことと思います。いま一度本町の取り組みについて、今日までの経過を人権課主監にお聞きいたします。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 ただいまのご質問でございます。確かに昭和40年の同和対策審議会答申におきまして、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるというふうに述べられております。

また、部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならないと指摘し、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業、職業の安定、教育、文化の向上、基本的人権の擁護に関する5つの具体的な方策が示され、これを受け、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定され、以後二度にわたる特別措置法によって全国的に同和対策事業を進めてまいりました。

本町におきましても、道路、公園、分譲宅地等の生活環境改善をはじめ、地域拠点となる隣保館、また教育集会所等の建設や、地区住民の生活向上になる諸施策、教育啓発に関する事業等を積極的な同和行政を展開してきたところでございます。その結果、かつての生活環境の劣悪さは改善され、教育啓発活動により人権意識が高まり、他の人権問題の取り組みにも大きな影響を与え、広がりを持たせる重要な役割を果たしてきたというふうに考えております。

しかしながら、就労、教育面では求人の課題や、進学、退学の課題等、いまだ解決に至っていない部分がございます。また、インターネット差別書き込み等、新たな差別事象というものも起こってきている現状がございます。また、国の特別立法は平成14年3月末で確かに終了いたしました。今後の同和行政のあり方として法の執行は同和行政の終了を意味することでは亡く、課題解決に向け一般対策に工夫を加え、これまでの成果を損なうことなく、これまで以上に真摯に差別解消に取り組む必要があるというふうなうたわれております。

本町では、平成7年1月1日に、滋賀県内で最初に町の法律でもあります、せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例を施行し、すべての国民に基本的人

権の享有を保障し、法のもとの平等を定める日本国憲法の理念にのっとり部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃および人権擁護に関し、町、町民および滞在者の責務、町の施策等について必要な事項を定めたところでございます。これにより町民一人一人の参加による、明るい住みよいせせらぎ遊園のまち甲良町の実現を目指しているところでございます。

また、この条例をふまえ、第2次甲良町総合計画におきましても、住民主体のまちづくりと人権尊重のまちづくりを二本柱として、今までの課題と成果をふまえ、町の歩むべき方向性を示し、推進しているところでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。

さて、今の答弁にありましたように、地区の生活環境については、多少なりの改善は見られてきました。しかし、まだまだ差別事件は後を絶たず、しかもインターネット等を活用した新たな手法による差別事件も発生しております。このように依然として残る同和問題の課題についてより一層の同和行政の推進を図らなければならないと感じております。

特に甲良町の同和地区人口比率が45%を超えていると私は認識しておりますが、町の発展を考えたとき、長寺、呉竹地域の発展なくして難しいと私は考えております。ならば、甲良町として今後の展望も含めて重要な根源課題であると考えますが、なぜ西澤議員がわからないのか疑問であり、再度お聞きしたい。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 ただいま宮寄議員が言われるとおり、11月末現在の人口比率で言いますと44.15%、また、世帯比率で言いますと47.75%という比率を示しているのが甲良町の実態でございます。そういう中で長寺、呉竹の発展なくして甲良町の総合的な発展というのは厳しいというふうに私も考えております。

先ほども述べました今日までの経過を整理しますと、まず1点目で、特別対策としての同和対策事業というのは厳しい差別の実態の早急な改善の必要性から導かれた過渡的な措置でございました。2点目として、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないというのが2点目。3点目として、同和問題解決のための取り組みがあらゆる人権問題の解決につながるというふうに考えております。4点目といたしましては、同和問題の解決は国民的課題であり、今後も重要な甲良町の柱であるというふうに考えております。5点目として、差別の原因に迫る視点や姿勢をこれからも持ち続けることが大切であると。特に職員におきましては、やはり甲良町の町民の皆様の模範となるべき部分

でございますので、特に重要性がこの5番目にはあるというふうに考えています。こういうことを十分認識し、今後の同和問題解決のための基本目標といたしまして3点を考えております。

1点目といたしましては、町民の人権意識の高揚を図るための取り組みを進めるといふこと、2点目として地区住民の自立と自己実現、豊かな人間関係の創造を図るための取り組みを進めていく必要があるかと。3点目といたしましては、地区内施設を活用した住民交流を促進するための取り組みというふうに考えております。特に3点目の住民交流につきましては、やはりさまざまな人との交流を通じて、肌で感じる経験が重要であり、むらづくり活動の機会などと連携し、人と人とが顔を合わせて交流し、話し合うことができ、集落間の交流活動が活性化し、相互理解の浸透が図られる地区内施設を活用した住民交流が重要であり、現在西学区5集落での交流事業や東学区8集落と他町、雨降野、豊郷町さんです、常安寺、円城寺、愛荘町さん、等を取り込んだ11集落による交流事業等が十数回目の開催がされて、人権教育のより一層の浸透と、他の地域文化と触れ合うことやむらづくり事業で、長寺の場合ですとゆずの育成等を一生懸命やっていたいただいていることは、地域活動の活性化につながるとともに、人権擁護条例や第2次総合計画の目的であります、「心かよい、人がきらめく、せせらぎ遊園のまち 甲良」が実現されるというふうに考えておりますし、部落差別の解決の大事な柱となると考えております。

よって、人権同和行政は今後も積極的に推進する必要があるというふうに考えておりますので、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

(「議長、議事進行」の声あり)

○藤堂議長 宮寄議員の一般質問が終わってからにしてください。

宮寄議員、一般質問を先に続けてください。

宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。ただいまの答弁では、同和問題解決に向け今後も着実な取り組みを考えていただいていることと理解いたしました。私も同和問題解決のため、行政、議会の皆さんと考えを1つにして、微力ながら協力させていただきたいと思っております。

しかしながら、議会の中で西澤議員だけは以上のような現状を理解もせず、同和行政の終結を声高に叫んでおられることをまことに残念に思います。事あるごとに同和、同和と言っておられるが、この発言が部落差別の根源ではないかと遺憾に思っております。と同時に、残念にも思っております。どうか今回の質問を機に、今後の甲良町の発展のため、考えを改めご尽力をいただくことを願って、私の質問を終わりにしたいと思っております。ありがとうございます

いました。

○藤堂議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

西澤議員。内容を説明してください。

○西澤議員 まず、議員間の質問、これはできないことになっています。これは、議員必携の42ページ、議会の権限に11の項目が並べられてあります。決議権、選挙権、検査権等々であります。そして、67ページには、会議の原則10項目が列記されています。それは全部、議員は行政に対する質問であります。しかも、反論権、答弁権のない議員に対する質問や意見、これを政策の中で反映をして行政に質問するというのは許されますが、西澤議員に対する、そういう意見と質問のように思いますので、私は削除を求めたいと思います。

○藤堂議長 調べますので、暫時休憩します。

(午後 2時13分 休憩)

(午後 2時23分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

今の西澤議員の、いわゆる議事進行上の注意を議長にいただきました。西澤議員の言われること、私もまずそのとおりだなと思いますけれども、今の指摘が本当に議事進行上の注意に当たるのかどうか、微妙な部分がありますし、さらに議員同士の質問、答えられない、やりとりはできない、これは当然、全議員が理解をしているところがございますので、質問の中で、個人名を挙げた質疑のやりとり等は、今後ご遠慮いただきたいなというふうに思いますし、西澤議員の指摘、ほとんどの議員が理解をできる部分だと思っておりますので、そのような形で取り計らっていきたいと思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

続いて、4番 金澤議員の一般質問を許します。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

ただいま議長の許可がありましたので、ただいまより一般質問を行います。基本的には、先ほど人権主監が私の答えを全部答えてくれましたので、私の質問は町長にお答えしていただきたいと思っております。

今後の同和行政、人権行政の方向性について、部落問題、差別をなくすため、同和对策事業特別措置法が制定されて以来、いろいろな事業が展開され、特に住環境整備においては一定の成果を見たところであります。差別意識についても、この間の取り組みにより、一定解消の方向に進んでまいりました。しかし、徳川幕府により強化され、明治、大正、昭和と400年近くに及んだ差別意識が約30年間の特別措置法によって人々の意識から完全になくな

ったのか。法律が終わったから、もう同和対策は必要ないと、差別があるにもかかわらず現実を見ようとしない一部の者が声を上げていますが、現実はどうか。学校で友達から差別発言され、泣いて帰ってくる子ども。結婚に猛反対され、苦しんでいる若者。特に最近では愛荘町に同和地区を問い合わせる事件をはじめ、行政書士等による同和地区かどうかを調べるための戸籍不正入手事件、不動産業者による同和地区問い合わせ事件、インターネットによる差別書き込み、電子版による部落地名総鑑が発覚するなど、悪質な差別事件が発生していることはご承知のとおりであります。

国においても県においても、特別措置法が終わったけれども同和地区に対する差別が現存する限り、真摯に今後一般対策に工夫を凝らし、さらなる取り組みを進めていただきたい。町長の考えをお聞かせ願いたい。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 今、金澤議員よりるる説明をいただきました。全くそのとおりでございまして、私は常々就任以来、機会あるごとに同和行政、そして人権行政の必要性を訴えてまいりました。まさに同対審答申が出されてから、もう40年近くを経過しておるわけですが、現在も全国的に人権問題に対する相談件数も3,000件を、これは18年度の数字でございまして、あり、県内でも、私も人権センターの館長をしておりました。そのときの相談量を見ましても、400件から500件というような相談があるわけですが、最近、先ほど説明いただきましたように、JAであるとか、東近江の同和地区問い合わせ問題であるとか、そういったものも出ておりますし、また、この夏から秋にかけて彦根市民の甲良町の住民に対する結婚差別事件も発生しております。いろいろとこういった問題が後を絶たないわけでありまして、国においてもいろいろな行政を進める中で、同和行政については終結したのではないと。さらなる取り組みを、一般の施策を工夫しながら進めていくということで、実質同和対策に対する補助等も、センターの人件費もそうでありまして、いろいろハード事業も、今回考えております地域総合センターの建設費につきましても、さらに補助金等が出されるというような状況でございまして、そういったものを大いに駆使をしながら、本当に住民の人権意識が向上するように、さらなる取り組みを進めていきたいというように思っております。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 先ほど来人権の主監と同じように、町長もやはり前向きな考え方で持っていると思います。今後も国や県と同じように、やはり差別がある限りこの同和行政、人権行政をしっかりと進めていってほしいと思います。

続きまして、愛荘町に対する町民のことですね。これは東近江市民による

同和地区の問い合わせ問題について質問いたします。この問題ですね、2007年8月16日に、愛荘町役場に東近江市民から丸々は同和地区かと尋ねる差別問い合わせ事件が発生しました。この場合は、愛荘町における職員がしっかり対応したのでいいんですが、甲良町の場合はこういう差別事象が発生した場合はどういうふうに対応していけるんですか。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 甲良町の場合、町長室、それから総務主監の机、それと人権推進課に3台の録音機能つき電話を設置しております。当然、万が一甲良町にそういう問い合わせ等の差別事象が発生した場合には、録音するとともに、平成18年機構改革で人権推進課になっております、そのときの取り組みマニュアル等に基づいて対応をしていくという形になっております。本年11月にはもう一度課長会にてマニュアル等を配布し、職員への周知を図ってきたところでございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 わかりました。今後もやはり職員には徹底して、甲良町、先ほど申しましたように44%の人口比率がありますので、いつどういうときにそういう問い合わせがあるかわかりませんので、ひとつよろしくお願いします。

続きまして、先ほど町長も一部触れましたけれども、現在、甲良町で起きている差別事件について行政として把握しているのか。これは、長寺の青年と彦根市の高宮町の女性の間で結婚差別事件が発生しています。これは行政は把握していますか。取り組んでいますか。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 把握しております。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 その内容等は、やはり私は議会で報告すべきだと思うんですけれども、ないならば、やはり町民は今現在差別が現存しているということを認識していない人が沢山います、一部議員も含めてですね。そういうことを徹底するためにも、やはり広報等を通じるか、何かの形で町民に知らせる必要があると思いますが、どうですか。

○藤堂議長 金澤議員。先ほど注意したように、一部議員というのはここにおるだけの人間ですので、そういう発言は極力、個人の意見の相違の問題ですので、よろしくお願いします。

○金澤議員 わかりました。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 内容につきましては、まだ今現在調整中でございますので、また今後町長等とも相談し、公表できるものについては当然公表もしてい

たいというふうに考えておりますが、今現在のところはまだちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 問題が問題ですので、すべてを公表しろとは言わないんですけれども、やはりこういう差別があるということは町民に知らせていく必要があると思うのですので、今後前向きに検討してほしいと思います。

次の質問に移ります。

甲良町職員に対する差別はがき事件ですね。この問題は2003年から2004年にかけて、約1年半にわたり、同盟員の自宅に匿名の差別はがきが送りつけられてきました。甲良町職員であった森田正道氏、現職の山田禎夫君、これは行政の職員でした。そして、建部五郎氏も送られてきました。その内容は「えたは人間ではない。人間ではないから人権もないし、殺しても罪にならない。犯罪にならない」、こういう内容です。こういう悪質な差別事象が発生しているんです。これが差別でなくて何ですか。町長、どう思いますか。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 重大な差別事件というふうにとらえ、平成15年11月2日の町民の集いの折に、担当職員が特別報告として経過報告を町民の皆様に発表させていただき、町民への啓発の1つというふうにしたというような状況でございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 今ほどそういう報告がありましたけども、もし本当に町民が意識的にこの問題を理解しているのであれば、今現在、いろいろな問題、町民がいろんなことを言っている。やはりそういうことは啓蒙・啓発活動がしっかりとできていないからこういうことが起きているんじゃないですか。どうですか。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 行政としては啓発活動等を前向きに推進させていただいてきたところでございます。しかし、一部の町民の中にも当然そういう発言をされる方もいることも事実でございます。そういう点を考え、今後も啓発活動、いろいろな方法は考えながら前向きに進めていきたいというふうに考えます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 わかりました。

次は、今ほどのことと関係ありますので、来年度の予算編成時期に当たります。それで、来年の職員研修の回数と内容と予定はどうなっていますか。お尋ねします。



○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 ただいまのご質問で、もう少し予算についてはこれからということでございますので、現実20年度の研修についてお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

総務課所管の職員研修で、県の職員研修所等に行ったりする外部研修以外のものがございますけども、独自で今やらせていただいているのは5回だと思っております。内訳といたしましては、公務員倫理の研修、そしてメンタルヘルス、住民とともに学習する場に参加ということで、教育委員会サイドの町民人権問題学習講座に2回以上の参加をするということ、そして、人権フェスタに参加するという、以上5回を義務づけて実施をさせていただいたというものでございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 私がなぜこのような質問をするかということは、先ほどの東近江市の市民の問題もありまして、この方は聞き取り調査の中で、こういう地区懇とか対話集会に出ていたと、何回も。しかし、それにもかかわらずこういう発言をするということは、住民に対して、東近江市民に対して、こういうことが意識の中にはっきりと位置づけられていないからこういう発言になってくると思うんです。だから甲良町も、これから回数が5回であっても、中身の内容、そういうことをしっかりと押さえてこれから研修していただきたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。

次、人権のまちづくり構想について。部落差別をなくすための今後の課題の1つに人権のまちづくり運動の展開があると思います。ここで改めて人権のまちづくり運動の重要性を指摘しておきたいと思います。

まず、部落の特徴が地域に対する差別であるという点がある。地域に対する差別を撤廃するためには、何よりもまず劣悪な部落の実態を改善することが必要でありました。この点は、先ほど申し上げたとおり、同和対策事業住環境整備の取り組みによって一定実現されました。

もう一つは、近隣地域との何のわだかまりもない関係が構築されること、そのためには互いに交流、協働、協力して、キーワードだと私は思いますが、町長は人権のまちづくり構想について第2次総合計画にうたわれていると思いますが、再度どのような考えを持ち、どのような取り組みが必要と考えているのか、また実践をしているのか、お聞かせ願いたい。簡単で結構です。先ほどからいろいろ、宮寄議員の質問の中にもずっと入っていますので。お願いします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 いろいろな取り組みの中で、同和問題についても人権問題全般というような文言は使っておりますが、先ほどから申し上げておりますように、甲良町の特性とか特徴をふまえ、実態的な課題や問題を一つ一つ解決していくことが求められているというように考えております。住民の中には、やはりこれまでの町行政の推進について、やはり同和対策が優先されているというような間違った考え方やとらえ方をしている方がおられます。そういった中で本当に一人一人が尊ばれるような人権のまちづくりはできないということでございますので、あらゆる機会を通して、私も直接集落ミーティング等で住民の方と接する機会もございます。また職員もそうであります。町の大きなまちづくりの柱として、やはり人権尊重のまちづくりがあるわけありますから、実態に合うた具体的な政策、方策をこれからも編みだし、さらに差別が一扫できるようなまちづくりを目指して頑張っていきたいというように思っています。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 わかりました。今後もその方向で頑張っていってほしいと思います。

そうですね、人権のまちづくりを進めている中でとんでもない話が書面を飾っています。西澤議員が出している「甲良民報」、この11月5日付に、401号、読んでおられる方もおるとおもいますけれども、その内容は、ふるさと交流村に対する意見の中で、呉竹の方で住宅ローンは、呉竹、長寺の方ですね、終わりましたか。それもまず返済してから50年先のことです。こんなひどいことを書いている。何人もの方が返済を完了している。ということは、同和資金の借入れは18年と25年の返済期間があります。そして、18年という最初の方は返済が済んでいる人が大部分です。そして、25年も今返済を終了した人もいます。そして、まだ返済中の人もいます。私はなぜこの問題をここで取り上げているかということと言いますと、やはりこのビラの中にもありますように、50年先、もう返済した人もいます。だからそういうことを書かずに、まだ50年先、同和地区の人がみんなが終わるのは50年先だという、こういう誤ったことを「民報」で出されたら、一般地区の人々は、みんな同和地区の人は50年先にばかり返済しないというふうにとるんです。だから、行政として、やはり何人借りて何人が完済した。そして、滞納者は何人、悪質な滞納者は何人ということをし、はっきりとした資料を出して町民に正しい情報を伝えてほしい。どうですか、今後そういう方向で。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 当然、当初予算等もございますので、次回のときにはそうい

う資料も提出しながらご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 そして、またこんなことも書いています。同和とってお金をもらっていると。これだから子どもの教育に悪い。こんなことを書いている。町民の声として実名まで書いて載せています。そこでお尋ねします。同和地区の人たちに行政として毎月お金を渡しているような事実はあるんですか。どうですか。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 現在、個人施策等はおこなっておりません。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 ないですよ。そういうないことを、行政のやっていないことをやっていると書かれているんです。これはやはり行政として黙認するわけにはいかないと思うんですけども。なぜならば、事実でないことを調査もしないで、根拠のないことを「民報」に載せる。これが同和差別の助長を拡散しているということになるんですよ。これは人権条例第3条にも触れるということにもなると思うんですけども、その点はどうですか。

(「補足します」の声あり)

○藤堂議長 補足ですか。今の。どうぞ。

○金澤議員 人権条例の第3条には、町民等は相互に基本的人権を尊重するとともに、差別を温存し、または助長する行為をしないよう努め、町が実施する施策に協力するものとする。助長する行為、これに当たると言っているんです、私は。事実でないことを書いて。

○藤堂議長 暫時休憩します。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの答弁ですか、人権主監。

○村田人権主監 先ほどは申しわけございませんでした。3条につきましては、町民の方等に努力をしていただく、協力をしていただくというような項目でつくっているところがございます。罰則規定等はございませんのであれなんですけれども、かといって本町として当然この条例に基づく基本方針を人権推進課で作成中がございますので、それができたらまた内部協議等の上、議会にも提案させていただきたいというふうに考えております。

そういう中で、当然差別を誰が判断するのかという問題にもなってこようかというふうにも思います。そういう点につきましては、当然第一義的には

差別を受けた方という形になるんですが、十分そのあたりも審議会等で協議を今後は進められるように体制整備をもう一度改めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 質問の途中でちょっと休憩が入りましたのであれですけども、やはり行政として、私の言いたいのは人権条例のことについては後から質問しますけれども、この問題はやはり事実でないことが書かれているということが一番の大きな問題であるということ、それで私は質問しているわけです。やはりこの内容によって、呉竹と長寺の住民がどれほど傷ついているか、また心を痛めているか、それはやはり行政の方々はもちろん、そしてまた議会議員もしっかりと自分のことと思い認識していただきたい。だから私は質問しているんです。

それで、後から聞きますけれども、3条の問題ですけども、やはり人権条例というのは、制定されたら町民として守っていかなければならない。また、当然公僕である議会議員はそれを積極的に推進していかなければならないと思いますけれども、その点は間違いありませんか。

○藤堂議長 人権主監、最後の答弁にしてください。

○村田人権主監 町民の方々にも当然この人権擁護条例、甲良町の法律とも言うべきものでございますので、しっかり守っていただきたいなというふうにお願ひしたいというふうに思います。

○藤堂議長 金澤議員、今の質問が最後でした。次に移ってください。

金澤議員。

○金澤議員 次に移ります。

人権条例についてです。私は世界人権宣言60周年の節目にあたり……。

○藤堂議長 金澤議員、質問通告されていますか。別の問題、質問通告が、私、ないように思うんですけど、されていますか。質問通告の中に入っていないので。

○金澤議員 出していない。

○藤堂議長 人権条例はないですね。

○金澤議員 これは人権条例というのは、ビラと同じように、ビラの内容についても関連しますので、私は今申し上げているんです。

○藤堂議長 関連質問はないので、通告がされていませんで許可できないんですけども、どうですか。通告されたという勘違いではないですか。

○金澤議員 そうですか。私は出したつもりですけどね。

○藤堂議長 私も一般質問に目を通すんですけども、条例に対する案文、あるのかな。あるか、通告。今の関連質問は通告をせんと。通告していない質

問は許可できないんです。そういうことですので。

○金澤議員 関連あっても。

○藤堂議長 関連質問の通告をしてほしい、事前に。

○金澤議員 初めてですので、私もいろいろ手続上わからないことがあったんですけれども。

○藤堂議長 次回の方に質問事項で上げてもらって、今回は規則で決まっていますので。そういうことでお願いできますか。

○金澤議員 わかりました。そしたら、人権条例の件は取り下げます。

最後に、またこの先ほどの西澤議員の「甲良民報」の件に対しまして、議員としての資質と責任問題が発生すると思います。さきの国会でも民主党の衆議院議員が、にせメール問題で議員辞職に追い込まれました。この問題は、やはり議員というのは事実を調査して、根拠のないことを載せた場合には議員としてどういうふうに責任をとっていくかということもあわせて、これから議会の中でやっていきたいと思っておりますので、議長、ひとつよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○藤堂議長 これは質問内容ではありませんので、聞いておきます。

金澤議員の一般質問が終わりました。

続いて、1番 濱野議員の一般質問を許します。

濱野議員。

○濱野議員 それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、早速一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、コミュニティーバスについてという質問をいたしたいというふうに思います。

私、先般、地元の敬老会にお呼びをいただきまして、寄せていただきました。本当に大変大勢なお年寄りが集まっておられまして、本当に和気あいあいと地元のお年寄りの方とお話をゆっくりとさせていただく機会があったわけでございます。そうした中、本当にお話を聞いていますと、最近、当然のことながら、足やらひざやら腰が悪くなってちょっと歩きにくくなったとか、また、目も耳も悪くなってなとか、この草の根ハウスまで来るのがやっこさやというような体のあちこち悪くなる話が大変多く聞こえたわけでございます。また、中には車も今まで乗ってたんやけれども、息子に怒られて免許証を取り上げられてもうて、もうどこにも行けんようになったとかいうようなお話を聞きました。

本当に年とともに体に何らかのふぐあいが生じてきますと、行動範囲が大変狭くなってくるのは間違いないところだというふうに痛切に感じたわけで

ございます。本当に自分でできたら行きたい、しかし行けない。どこかに行くにはどうしたらいいかと。もし私が車なりバイクなり自転車なり乗れなんだらどうするやなということを想定いたしてみますと、答えは簡単かと思えます。誰かに乗せていていただくしかないわけでございます。それがタクシーであり、また家族の車なりとかいうふうになるというふうに思えます。しかしながら、そうは簡単にいかないのが現実だというふうに思えます。

しかしながら、甲良町におきましては健康福祉課の方で、ちょっと登録等々に制限はございますけれども、本当に高齢者の外出支援ということで、それによって介護予防等をしていただいたり、また、運動、認知、閉じこもり、うつ等々を予防していただくというようなすばらしい事業をなさっておられます。本当に福祉課の皆様方には日々大変ご苦勞を願っているなというふうに思っているわけでございます。しかしながら、そういった支援策も、支援をされる方も少子・高齢化に伴い、こうした支援もする方の数も大変多くなってくるのには間違いないところだなというふうに思っております。そこで私どもの甲良町は、まだまだ車なりに乗れない方たちが大変生活しにくいのが現状だというふうに思えます。

そこで、現在甲良町には湖国バス、河瀬より多賀方面へ運行をされています。それと若干性質は違いますけれども、先ほどちょっと触れました保健福祉課の方でやられております外出支援のバス等々の利用状況について各担当課のご説明をお願いしたいというふうに思えます。

○藤堂議長 広域行政主監。

○宮崎広域行政主監 それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

湖国バスの利用状況でございますが、甲良町から多賀方面に運行しております。運行系統が3本ございます。1つは、河瀬駅から萱原でございます。往路につきましては、1日当たり運行回数が4便でございます。復路につきましては、平日・土曜日が5便で日曜、祭日が7便となっております。1日当たりの利用者の数でございますが、平均46.1人ということでございます。2本目の河瀬駅から川相行きでございますが、往路につきましては2便でございます。復路は、平日と土曜日が2便、そして日曜と祭日につきましては1便と。利用者の数は8.8人ということでございます。それから、3本目は、河瀬駅から金屋橋行きでございますが、往路につきましては、平日・土曜日が6便、日曜・祭日につきましては1便となっております。復路につきましては、平日と土曜日は5便、そして、日曜・祭日は1便となっております。1日当たりの利用人数は13.2人ということでございます。この利用者の数につきましては、平成19年10月1日から平成20年9月30

日までの利用状況でございます。全体では1日当たり68.2人という利用者の方がおられると。

以上でございます。

○藤堂議長 濱野議員。

○濱野議員 今、湖国バスの利用状況を教えていただきましたけれども、大変幾つかの路線があるわけなんですけれども、かなり利用客が少ない。特に甲良町の場合は河瀬から金屋までの方が、甲良町の方が利用される場合は河瀬から金屋までという便が多いかなというふうに思うわけなんですけれども、その中には養護学校にお勤めの職員さんやら等々、そういった方のことも含めますと、本当になお一層甲良町の方が利用されている率は著しく少ないんじゃないかなというふうに思います。

また、県の方から補助金200万余り、実際湖国バスに現在600万何がしかの年間費用が発生をしているわけでございます。確かにいたし方ないのかもわかりませんが、大変無駄というか、効率が悪すぎるなというふうに私は思っております。私、湖国バスが廃止できるかどうかはわかりませんが、本当にもっともっと地域に密着したバスの運行の方法を考えた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

例えば9人乗りのワゴン車を2台ぐらい購入されて甲良町を1周、約1時間ぐらいで回れるかと思っておりますけれども、西方向、東方向というようなことで1日5回ぐらい回っていただきまして、各字、また大きな字には何カ所か停留所を設けていただきまして、また甲良町の各施設にというようなことで利用していただいたらどうかな。また、どうしても人口の少ないところでございますので、時間帯にどうしても利用度の少ない時間帯は出てきて当たり前やと思うんですけれども、またそれはそれで、また休日は休日でデマンド方式等々を取り入れながら、本当に友好的にコミュニティーバスを利用できたらいいかなというふうに思っております。また、2台ほど買われたうちの1台ぐらいはリフト付きのバスにしていいただきながら、障害者の方にも対応をできるようなことになればいいのかなというふうに思っているわけでございます。

ちょっとほかのこと、他町のことに触れて何ですけれども、隣の豊郷町の場合は大変停留所が多うございまして、62カ所停留所がございます。1カ月に約1,000人程度利用されているというふうにお聞きをいたしております。年間の事業費は約1,000万。また、この前もちょっと新聞を見ておりましたら、北の方の湖北町におきまして、約15年ほど前から湖国バスに運行を委託されていたそうでございますが、今年新たに見直しをされまして、ワゴン車を2台買われ、約720万というようなことが新聞に載って

ございました。本当にお年寄りには医者に行きたい、また買い物に行きたい。しかしままならない。甲良町には65歳以上の方が約2,000人、パーセンテージでいくと25%以上がおられるように聞いております。これからは本当にこの町に合った高齢者向けの住民サービスが必要不可欠でないかなというふうに思います。そこで、今後住民の意見も十分に聞きながら、地域の公共交通会議等々を開いていただきまして、まさしく本当に元気なお年寄りの住む町甲良町を目指してよりよい方向に進みますようお願いをいたしたいというふうに思います。本当に密着した、こんないい住民サービスはないかなというふうに私は思っております。強く要望をいたしておきたいというふうに思います。

それと、若干関連するかと思えますけれども、先般の全協におきまして、定住自立圏構想、1市4町の圏域で、10月28日付で先行実施団体に決定をしたということで報告を受けました。その報告を受けた中に、取り組み予定事業の中に、公共の交通ネットワークの構築という部分がありました。まだまだ先のことはございますけれども、前段、コミュニティーバスのお話をさせていただきました。特に高齢者の方たちが医療施設への交通アクセスについて、甲良町から例えば彦根の市民病院、また甲良町から豊郷病院へと市町をまたいで公共交通の連携をしっかりとしていくことが今後大切かなというふうに考えております。定住自立圏構想の今後の甲良町としての取り組みの方向性について、まだまだ先のことかと思えますけれども、担当課のご見解を少しお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤堂議長 広域行政主監。

○宮崎広域行政主監 定住自立圏構想の中での公共交通ネットワークの取り組みについてお答えをさせていただきたいと思えます。

公共交通につきましては、各自治体が単独で整備するのではなく、ネットワーク化することが大事であるという、こういった共通認識がございまして、例えば、先ほども出ておりましたが路線バスと、彦根市が本年度から施行されております乗合タクシーというのがあるんですが、そういったものを接続するなど、圏域全体のネットワークを検討してはどうかという意見もございます。このため、本年度彦根市で策定されます地域公共交通総合連携計画、そういったものを作成されますので、そういったものをベースといたしまして、1市4町をエリアとした地域公共交通総合連携計画を策定してはどうかというような、そういったことで方向づけになっております。

国の支援策が現在のところ未定でございしますので、国の動向を見定める必要がございしますが、現時点では確定的なものでございせんけれども、計画策定後には実証運行に取り組んでいくこととなりますので、ちょっと先のこ



とであるかと思いますが、またご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。本当に今後高齢者が住みよいまちづくりになるために、甲良町としてもしっかりとお取り組みをいただきたいというふうに思ひます。

先ほどちょっとお尋ねした、福祉課の外出支援の利用状況について報告をお願ひいたしたいというふうに思ひます。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 外出支援サービスの利用についてでございますが、平成20年度の見込みでございます。今現在登録者数は160人いらっしゃいます。延べ利用人数は4,660人の方でございます。沢山の方が利用されていらっしゃいます。運転手は3名で、車両は2台で運行はしています。

以上です。

○藤堂議長 濱田議員。

○濱野議員 ありがとうございます。今、これで車が足りないとか、いろんなふぐあいが今現在はどうでございますか。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 年々利用人数も多くなってございますが、今の状況でやっていくことは、続けてやっていくということでございます。

○藤堂議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきたいというふうに思ひます。

甲良町の商工業の振興についてという質問をさせていただきたいというふうに思ひます。今年も本当に残すところわずかになってまいりまして、12月12日が漢字の日でございます。皆さんご存じのとおり、その日に清水寺の貫主が今年1年を、世相を象徴する文字を書かれる日でございます。昨年は「偽」という字が書かれたように思われます。本当に食品なり、建物なりの偽りが大変多かったというような象徴で書かれたというふうに思われます。今年は、私は危機の「危」、危ないという字が書かれるのではないかなというふうに思っておるわけでございます。本当に毎年そのように文字が書かれるわけでございます。

毎日のように、本当に百年に一度の不況というようなことでテレビなり新聞なりで報道をされております。私、商工会を預かっている立場でありながら、11月27、28と商工会の全国大会に出席をしましてまいりました。全国から250名余りの役職員が、本当にこの危機を何とか突破しようというこ

とで声を高らかにしてきたところでございます。

しかしながら、一生懸命していたら、働いていたら何とかなるという世の中はもうないように思われます。私ども甲良町におきましても、平成10年には360名程度の会員さんがおられました。今年平成20年には既に300名を切りました。まだなお最近、本当に急激に減少する見込みがございます。先日、指導員の方に調査をしてもらいましたところ、建設業で17、製造業で5、卸小売で10人等々で、本当に近々34件余りの方がやめられたり脱会をされる見込みであるという報告がございました。しかしながら、我々商工会は地元の唯一の経済団体であるとともに、しっかりと地域のコミュニティー、また、地域の振興の役割を、今後特に少子・高齢化が進んでいく中にしっかりと果たしていく義務があるというふうに考えております。本当に大変な時代になっております。

しかしながら、甲良町におきましては、現在ふるさと交流村の事業に取りかかっております。地域づくりの活動をさらに高い水準へと。本当に地元の商工業者が大変期待をいたしております。地域の発意による特産品の開発等々が進む中、現実、どのような形で経営をするのか。また、公設民営化を図っていくのか。今後の本当に取り組み、今現在わかってある範囲の中で担当課の方より説明をお願いをいたしたいというふうに思います。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今のご質問でございます。まず、商工会とのかかわりという部分に関連いたしまして、今進めておりますふるさと交流村計画につきましては、農業振興を基本とした地域活性計画として進めているものではございますけれども、並行いたしまして、地域の資源を活かして甲良の魅力を発信し、都市との交流等によりますにぎわいを目指すということを当初から言わせていただいているものでございます。

具体的には、町内産物の販売、また2次加工による付加価値をつけた食品やいろんな加工品、民芸品等々生産などを行う。また、町民の方に意欲を持って活動していただける環境とか支援を進め、展開してという目的でございます。このことによりまして町全体の活性を図るというものでございます。このにぎわいとか集客により新たなビジネスチャンスも起こってこようというふうに考えております。既存の商工会の方々の活性につながってくるというふうに考えてございます。今ほど質問がありました、非常に厳しい状況ではございますけれども、希望の持てる計画として進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと関連ということで、今後、運営とかいう部分についてもお話がございました。その部分につきましては、母体の組織の設立ということで、今

後拠点施設の運営を図っていきたいと思いますけれども、NPOというような特定非営利団体の設立等も考えてございます、民間主導の。それとまた、実働の組織といたしまして、部分として直販部門とかレストラン部門とか、いろんな部門がございます。商工会とのかかわり、十分必要かと思えます。

それと、こういう団体の拡充などの支援を行っていく。それも今後商工会の事務局に指導員等いろいろなノウハウをお持ちの方がございます。そういうノウハウをいただきながら、協力して進めてまいりたいと思っております。

それと、商工会につきましては、1市4町のねっと湖東という広域でのいろんなむらづくり起こしの推進もされています。その部分も近々NPOが立ち上げられるということも聞いております。このような団体とも今後連携もとりまして積極的に行って、広域的位置づけでの効果的な施策も進めたいというふうに考えております。公設民営での活気ある拠点施設として活性の拠点にしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。私ども商工会も、今後とも一生懸命頑張りますので、どうかひとつよろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

私ども商工会におきましては、本当に皆さんご存じのとおり、きょうもお昼をいただきました。安心・安全な地元の大豆を使った手づくりの豆腐をはじめ豆のいろんな食品を、まめな生活自然派女性ねっとというところが大変頑張っていてやっていただいております。昨年はこういったこともしっかりと町長の方にもご理解をいただき、常に前向きなご理解をいただきながら、本当にありがたいなというふうに思っているところでございます。

また、本年もふるさと交流村の成功に向けて、商工会は行政と一緒に一生懸命機能を高めて、熱い汗を一緒にかいていきたいというふうに考えております。そこで、変わらぬご支援を賜りたいわけでございますけれども、これから商工会に対しての期待とか、また支援について担当課の方から再度ご意見を賜りたいというふうに思います。

○藤堂議長 産業振興課長。

○米田産業振興課長 厳しい状況ではございますが、今ほど話がありましたように、商工会では多くの事業に新たなまた事業も取り組まれるということで、1つには、この地域を挙げたねっと湖東による広域連携ということで、その中でも当課といたしましては農商工等の連携の促進事業など、地域に根差した資源の活用事業など、今後必要とされると受けとめております。今まで以上の取り組みの強化に努めてまいりたいというところでありまして、財政の部分におきましては、本年度規模を確保できるよう調整を図っていき

いというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。どうかひとつよろしく願いを申し上げますというふうに思います。

景気の状態でございますが、本当に先ほどから何べんも言うようでございますが、大変厳しい、大変民間に力が著しくなくなってきたというのとは間違いないところでございます。特に甲良町におきましては建設業が多いのはご存じのとおりでございます。それで、本当に地元の経済基盤をしっかりとさせること、また、地域内の流動性を高めること、いわゆる地元のお金はできるだけ地元で回すことが地元の活力につながるというふうに考えております。つきましては、建設業に関してなんですけども、これからの建設工事の見込み等々について担当課よりご説明を賜りたいというふうに思います。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 今後の見通しであります。平成20年度、12月に入りましたので後半1、2、3月と残すところでございます。主要な公共工事の発注につきましては予定どおり今日まで進めてまいりましたので、今後につきましては、町内の道路の維持補修と小規模な工事を数件発注すると。今回、一部補正でそれらも予算に計上していただいたところでございます。

それから、今後の予定であります。一部呉竹センターの21年度改築に向けた補正予算も12月補正で見ていただいたんですが、できるだけ21年度事業の改築をスムーズにいくために、呉竹地域総合センターの施設除却を早目にやりたいということでもありますので、できるだけ次回補正に計上させていただきます。年度内除却の発注をしてまいりたいという思いでいるところでございます。

○藤堂議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。ぜひ大変少ない工事でございます。しかしながら、来年はいろいろと町内におきましても事業があろうかというふうに思います。ぜひ地元業者育成という視点で、また、市場原理主義ではない、できるだけと申しましょるか、また身の丈に合わぬ仕事は別としながら、地元業者への発注をお願いをいたしたいというふうに思います。

また、呉竹センターの改築工事等、大型工事による場合におきましては、例えば、できるだけ解体工事であるとか、また駐車場の工事であるとか、分離発注が可能な工事だけはできたら分離発注を地元の業者にとということをお願いをいたしたいと強く要望をいたしたいというふうに思います。

それと、最近の入札の状況を見てみますと、甲良町だけではございませんけれども、入札における予定価格および最低制限価格に妥当性に欠けるも

のが大変多いように思われます。その要因といたしましては、1点は予算化した時期と実際工事をする時期との期間があき過ぎることによって、材料等々の値段の差異によるもの、また、予算内におさめるべく無理無理枠の中に閉じ込めようとするような過大設計が原因だというふうに思います。最近は何度入札しても落札業者が決まらない。また、30社近く指名をしながら、実際入札に来た業者は8割ほどが辞退をするなど、設計価格が大変厳しい状況を示した入札が多かったというふうに思われます。今後そういったことがないように十分気をつけて入札を執行していただきたいというふうに思います。

それと、最低制限価格のボーダーラインが大変厳しくあります。あまり表現はよくございませんけれども、本当に建設業者、仕事がなく弱っております。腹が減り過ぎて、究極の選択肢で目の前に置いてある腐ったまんじゅうを食べざるを得ないという。食べた後でもう一つ体を壊して悪くなるというのが現実かなというふうに、例えば悪いですけども、そういった気がしてなりません。先般の全協でも金澤議員の方からもお話がありましたけれども、もう少し最低制限価格のボーダーラインを考慮をしていただければありがたいかなというふうに思います。

先般の新聞にも、京都府あたりにおきましては、既に今まで土木工事で最低制限価格が75%前後であった。それが81%から2%に引き上げられたというふうな情報も載ってございました。また、2、3日前の新聞には、景気の悪化から地域を守れというようなことで、米原市が緊急対策会議を開催をされております。ちょっと読んでみますと、世界的な景気後退で打撃を受ける地方経済の安定化を図ろうと米原市は4日、緊急経済対策会議を発足させたということが書いてございます。市内の物品購入については市内業者優先の発注に努めると。商工会における中小企業の金融相談窓口の充実、また、副市長の方からは、国だけに頼るのではなく、市民に最も近い行政機関として皆さんと協力をしながら市民の暮らしを守る対策を構築していきたいというふうにおっしゃっておられます。また、金融機関からは現在金も物も動かない悪循環、キャッシュフローをよくすることが少なからず解決につながるのではないかとというふうに言われております。もう1点、商工会関係者からは、固定資産税の減免や入札時の最低制限価格の見直し、地域マネーの導入等々を求める声が出てあったというふうに載ってございました。

本当にあれやこれやと要望をしたわけでございます。本当に地元の業者に、業者の置かれる環境は尋常では全くないことをご理解をしていただきたいというふうに思います。一層の皆様方のお力添えをいただきたいというふうに思っております。

最後に、前段のコミュニティーバスの件、また、今ほどの地元の商工業の振興についてと、2点質問をさせていただきました。その2点につきまして、最後に町長の方からできましたらコメントをいただきたいというふうに思います。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 コミュニティーバスにつきましては、この狭い領域の単独の町で考えていくのはなかなか困難でございますので、周辺といろいろと、定住圏もでございますので、これから研究してまいりたいというふうに思っております。

それと、先ほどの質問につきましては、農がこの町の基本であれば、建設業につきましては指名業者だけでも100を超えるという大きな産業でございますので、この辺がしっかりと元気になってもらわないとということでございます。いろいろ今提案をいただきました最低価格、そして分離発注につきましても、できるだけ可能な限り地元の業者で施工ができるように、我々と契約ができるように精いっぱい考えてまいりたいなというふうに思っております。またいろいろと商工の振興につきましては、私たち行政としてもまるで未知な部分でございますので、商工会等々いろいろご意見をいただきながら、よりよい方策をまた見つけていきたいなというふうに思っておりますので、またいろいろとご協力をよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。本当に前向きな姿勢で、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○藤堂議長 濱野議員の一般質問が終わりました。

続いて、11番 北川議員の一般質問を許します。

北川議員。

○北川議員 ただいま議長から質問の許可をいただきました。質問をさせていただきたい、このように思います。

私の質問は、交流村建設にあたりまして、補助金がどのような形で交付されるというようなことは、3月議会でしたか、説明をいただいております。9月議会にそのことについて質問させていただこうということで質問を、ちょうどこのテーマになってすぐ議長の方からタイムオーバーでストップがかかりました。したがって、きょうはストップがかかった部分から後の部分を質問させていただくということになろうかと、このように思います。

2日の日に現場の方に私たちも、表土の剥離が終わって、いわゆる耕土がはねられた、その後の埋め立て状況を視察に行きました。きょうはこの質問

の中で、中山主監に埋め立て土の問題で小言を言うつもりでございました。この間もあそこの場所で、越前海岸のらっきょ畑の土と同じやなというような話をしてました。こんなんでも埋め立て、大丈夫かなと思っておりましたら、けさ本会議が始まる前に、言われなくて済むように、あの土で大丈夫やというような話でありました。そういうことで、これからいよいよ埋め立て工事が順次始まり、そして来年度はいよいよ何点かの、21年度は事業着手というようなことが説明をされております。

その中で、まず1点、埋め立て工事は完成してから、普通一般的には今年度埋め立て工事、仮に完成するとしたら、普通一般的にはある程度地が固まるまで期間を置く、これが基本やと思うんですけども、予定では21年度、もう既に工事の計画が上がっているんですが、埋め立て完了、即工事着工、そういう計画なんですか。主監。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今回、仮造成をやっています残土での埋め立てにつきましては、補正予算をいただきましてある程度の転圧、それと一冬越すことによりましてある程度の転圧を考えております。来年度は上層部の路盤工事というのが中心になります。したがって、一冬越すということと、来年度は路盤工事が中心ということで、一部建築基礎等につきましては、下の路盤との調整も必要でございますけれども、掘り方につきましては、下の路盤と大きく盛土の厚みがない段階で基礎等の施工ができるんじゃないかと今のところは考えているような状況でございます。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 私も素人ですのであまり難しいことはわかりませんが、一冬過ごすことによってある程度積雪も予想されるし、そういう意味では地盤の方も固まってくる、そういうことではないかなというような私なりの判断をするわけですが、できるだけ箱ものを建てるとなるとしっかりと地盤の上にとしっかりとした工事をやってもらわないと、後々、いろんな箱ものも立って何年かすればすぐあちこちがひび割れとか、そういう問題も出てきます。したがって、地固まるじゃないですけども、しっかりと基礎ができる体制をつくってから工事に着手していただきたい。そういう思いをいたしております。

そういう中で、実はこの資料は2008年2月28日の資料であります。これは、中山主監の方から交流村の説明を受けたときにいただいた資料です。それでいきますと、この資料では21年度は駐車場、トイレ、国交省補助1億500万円、総合案内所、直販所、農水省の補助事業で2億400万、景観水路、地域用水、これ500万、町道、コミュニティ広場、まちづくり交

付金事業 1, 500 万、合計 21 年度は 3 億 2, 900 万、財源内訳は、交付金が 2 億 1, 475 万、起債が 1 億 200 万、一般財源 1, 225 万。このうち 30% 起債には交付税算入があると、こういう説明でありました。22 年に至っては、加工飲食施設、展示用温室、農水省補助事業で 2 億 3, 136 万、町道、コミュニティ広場でまちづくり交付金 1, 780 万、合計 2 億 4, 916 万。財源内訳は、交付金が 1 億 1, 968 万、起債が 1 億 1, 568 万、一般財源 1, 380 万ということで、この起債についても 30% の交付税算入が見込まれるというようなことでありました。

したがって、21 年度と 22 年度の起債総額 2 億 1, 768 万に 30% を掛けると 6, 530 万がいずれ交付税算入で返ってくるということで、いわば国の補助金に充たるといような判断に私は考えておりました。したがって、7 億 4, 000 万の総事業、もちろんこの中には 1 億 3, 000 万、土地代が入っておりますが、そのうちの当初の説明は 3 億 7, 000 万、補助金であると。そこへ今言いましたように 6, 530 万、これは交付税算入で返ってくると、3 億 7, 000 万プラス 6, 500 万、4 億 3, 000 万が補助金になるということなれば、町単独の持ち出しは半分以下になって少なくなるということを、この資料では説明をされたというように私は理解しているんです。

ところが、私はそのことを理解して、いろんな経緯があって、土地の取得からこの交流村の構想について紆余曲折があって、しかも議会も追認して事業の議決を、予算を承認したというような経緯があるわけですね。だから、私はその中で、補助金がこれだけ出るのであれば、この事業も持ち出しが比較的少ない。1 つの甲良町の起爆剤として農産物の直販所、一生懸命頑張ってもらって、これが甲良町の活性化につながるのであれば良からうというように思いで苦しい選択をしながら賛成をさせてもらいました。したがって、補助金がある程度見込めるといことが前提で私は賛成をしております。

ところが、12 月 2 日の全協の資料を見ますと、一番懸念をしていた、この国・県の補助金、補助率、これが国・県の補助金が、交流村整備事業で 2 億 3, 862 万 4, 000 円、県の支出金 125 万。そして、本町単独の地方債が 2 億 900 万、今までなかった基金の取り崩しですね。ふるさと基金、これはふるさと創生のあの事業のときにできた基金やと思うんです、竹下内閣のときに。この基金から 9, 000 万、一般財源 6, 810 万 1, 000 円、なおかつ地方債 2 億 900 万に対しては交付税算入はないというこの間説明がありました。ということは、この起債は丸っぽ、交付税算入がないということは丸っぽ返さないかんということになるわけですね。

ということになると、補助率が極端に、2 億 3, 987 万 4, 000 円で



すからね、残りが全部基金なり起債、あるいは一般財源から全部出していかないかということになるわけです。なぜこういうように半年の間で補助率の割合がどんどんどんどん変わっていったのか。一番心配をしていたというか、懸念をしていたことで私はあると思うんです。やはり事業をやるということは、それなりにある程度の自己資金を持って、そして、なおかつ返済計画を立てて、そして、補助のいただける分は十分しっかり補助をいただいて、というようにして事業着手するというのが普通やと思うんですけども、2日のこの資料では、あまりにも補助率が下がっている。このことに対する私は懸念があります。9月議会でそのことをお尋ねしようと思っていたんですが、大丈夫かなということをお尋ねしようと思っていたのが、矢先に既に数字が出てきた。今後もそういうことがまた出る可能性もあるのではないかという不安、危惧もあります。産業主監、これに対して説明をお願いしたいです。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 まず、2月段階での説明資料です。議員さんの方にご説明させていただいて、提出させていただきました。このとき、当時ちょっと口頭説明もつけ加えさせていただいていたかとも思いますけれども、施工年次につきましては、広く住民広報をさせていただいたときも23年までということで、23年度計画もしておったわけですがけれども、国に採択を上げた数字をそのまま挙げさせていただいたということで、国が3年計画を基本にしておりましたので、ここの場では20年から22年という格好になってございます。実質トータル的なお話では関係はございませんけれども、年次につきましてはそういうことで22年に集約されたような、これは様式となっております。

それと、特に補助率は、補助対象2分の1というのは一切変わってございません。その中で、特に議員さんの方からご指摘いただいております起債に対する交付税算入の関係でございましてけれども、この当時、今言われました数字、地域活性化事業債というのが当時活性化事業に対する上限の限度額はあるけれども、30%起債があるということで、今ほど試算されました全起債額掛ける30という数字にはなっていないということなんですけれども、上限がある中でこの起債が活用できるであろうということでの試算、運用でのこのときの計画でございまして。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 地域活性化起債というのは、そのときの説明があつて、今はそれが無いということですか、交付税算入が無いということになってくると。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 おっしゃっていただいております地域活性化事業債につい

ては、ここではちょっと発行ができないということで、通常ベースの起債発行ということに変わったということでございます。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 通常ベースの起債というのは、これは交付税算入は全くないということになるわけですか。すると、最終的には、この12月2日のこの資料、この資料の財源内訳、これで、いわばある程度は確定するわけですか。中山主監。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今、ふるさと交流村につきましては、議会、全協等でご報告いたしておりますように、採択を受けて動いておりますので、固定という部分がございます。ただ、その他事業でなるべく補助対象にという働きかけはしておりますので、今簡易パーキングの分は別にいたしまして、まちづくり交付金等で補助対象にもしできていただけるものは今この中で補助対象外となっている部分も含めてやりたいという、その努力は極力やっていきたいと。今100%確認できる段階では、この現在出させていただいた書類が今の段階での確実な補助金を記載されたものかと認識します。

○藤堂議長 議長。

○北川議員 今、中山主監がまちづくり交付金のお話をされました。これ、20年4月16日の新聞なんです。箱もの建設600件超。これ、自治体まちづくり交付金、こういう見出しでこの資料がありますけども、新聞です。これは読売新聞の4月16日朝刊。これには、いわゆる箱ものに対してまちづくり交付金、今まで、例えばここに書いているのは、近くでは美濃にわか茶屋、岐阜県美濃市、これは道の駅ですわ。にもこの交付金が出ているんです。ところが、この中で道路特定財源の財源が7割を占めているというように書いているんですね。道路特定財源も一般財源化ということになってくると、来年以降、余計に道路特定財源からの、いわゆる交付金、厳しいなると。特に専門家からはむだ遣いの温床とかなり厳しい批判が出ているというようなことも書いてあるわけですね。こういうことを考えると、どんどんどんどん補助率が制約されてくる。厳しいなというような思いをしております。

したがいまして、このふるさと交流村事業、甲良町の、先ほども言いましたように起爆剤として事業をされるということに対しては私も賛成です。先ほど濱野君からも、甲良町の商工会の会員が34名脱退をするような雰囲気やというようなこともあって、少しでもそういうところに歯どめがかかれば、これはいいなというような思いをしています。

この中で、この間いただいた図面で、補助率もどんどんどんどん減ってきて、箱ものを建てるのにお金もかかる。そういうときに少しでも中心になる

農産物直販所、こういうところがしっかりと体制を整えることが大事です。だからそのことは、私は否定もしません。しかし、この図面の中で1つ、この農産物直販所の中にレストラン、先ほどもレストランの話がありました。これについては、1点はさっきの商工会の活性化の問題がありました。商工会の会員がこの道路のもうちょっと向こうに、200メートルほどのところで甲良町の幹線道路唯一の大衆食堂、やっていますね。私もよく食べに行きます。なかなか甲良町で貴重な大衆食堂。こういうところでレストラン、もしやれば、この大衆食堂、商工会の会員ですけども、一ぺんに客足がとまるんと違うかな。えらいこっちゃな。商工会と共存共栄の行政が商工会の会員の店をつぶしにかかっているのかな。そんな思いもあります。

そこら辺も含めて、それと、このコンビニ、これ、コンビニですよ。レストランの前にコンビニをどかんと建てたら、レストラン全然わかれへん、通っても。こういう計画の立て方も果たしてどうかな。できれば総額、土地代を含めて7億4,000万。この中で、事業の方で6億余り。切り詰めるところは最小限切り詰めた形の、私は建設計画にするべきやと思うんですけど。タヌキの皮算用で当てにしている金が入らんかったらえらいことになる。そういうことを考えたら、こういうところ辺はちょっと考えるべき違うかな。中山主監、どうですか。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今ほどのご意見でございますけれども、まず、レストラン部門につきましては、当然相乗効果、にぎわいという意味で、それ以上のお客さんを来ていただくということを考え、同種のものでない農家レストラン、今も考えていただいておりますのが、地域産物での田舎風の小さな飲食という格好で協議をしております。この部分につきましては、今後再度検討は詰めていきたいと思っておりますけれども、あくまで人を、にぎわいを持たせて相乗効果というのを前提に考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それと、配置関係等につきましてはでございますけれども、この部分につきましても、実際今活動されている団体、先日も3日の日にまめねっとさんなり、手づくりファームさんなり、そういう団体の方との意見交換会、コンサルも入れまして、なぜそのような配置になったかと。もう少し見直す必要があるのではないかということも具体的な詰めに入っております。その部分も含めまして今後検討を進めていきたいと考えております。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 主監の今の話では、このレストランは田舎風の小さな食堂、ひふみと同じやん。全然変わらへん。異質のものでないことにはバッティングす

るねん。この考え方、おかしいん違うかなと思うんですけどね、私は。これは私の見解ですよ。だから、そういうことを考えたら、今、生き残りをかけて必死に頑張っている店をつぶさないように、私はお願いしたい。500円でどんぶりが食べられる。そういう店が残ってもらわないと困るんですよ。

道の駅については、道の駅じゃなくて交流村、表現は違いますが、滋賀県には14カ所ほど道の駅があります。今、西浅井の水の里、あそこは沢尾さんが議長やったかな、沢尾議長が、前お話ししていたら、いろんな商品を搬入するのに、商品を搬入した人から売った後2割の手数料をもらっているというようなことと言っておられたんですが、今、西浅井のほかの友達に聞いたら、火・金と2日休んでいる。1級国道のすぐそばにあって、何でかなと。そして、水鳥公園ステーションですか、あそこの、この前、村方さんという人が、駅長さん、道の駅の所長というのが駅長さんの名前なんです。土日は忙しいけど、平日はがらがらやというような言い方をされた。

私は、南浜に農産物の直販所があるんです。あそこへちょこちょこ行くんです。あそこでは1キロ単位で7月ごろにとった小鮎を瞬間冷凍で保存しているやつを売ってくれるんです。1キロ1,400円。テントへ出たらすぐ売れてしまう。今でも売ってくれるんです。鮮度抜群。その直販所は結構はやっているんです。私はそういう農産物の直販所、ほかでもいろんなものがありますよ。夏場は南浜やからブドウ園があるから、それから野菜から。そういう、姉川ですから、安曇川と姉川いうたら、一番小鮎の遡上するところから、そういう魚のあめ炊きとかいろんなものが売っています。

私はそういうような、あまり大々的じゃなしにいろんな人が親しまれる、そういう農産物の直販所、これが一番いいんと違うかなと、私はそういうように思うんです。だから、大きいして水の里やらわざわざつくって、しりから開店休業みたいなのは、そういうような道の駅は先行投資して、あと、甲良町の場合は公設民営と、NPOとかいろんなところに協力してもらおうというような話も出ていますが、やはり橋下知事じゃないですけど、株式会社甲良町、甲良町がきちっと先行投資をしたら、10年間なら10年間できちっとその分は維持費をのけて回収できるくらいな気構えで事業を着手しないと、このつけ、みんな住民にかかってくる。そういうことのないように私はしてもらいたい。

だから、あまり大げさにするんじゃなしに、少しずつこつこつこつこつ、マーガレットのような夢を抱いていたらとんでもないですよ。やっぱりこつこつと。いつ行っても甲良町の交流村、あそこの農産物は鮮度がいいな。いつ行ってもええもんがそろってるなというような場所、そういう条件を整える。それに集約して、むだな投資はできるだけしない。そういうことに私は

心がけていただきたい。だから、そのためにはあまり手広くいろんな施設をつくるということには、私はあまり賛成ができない。もう一度、中山主監、それに対して。

○藤堂議長 中山主監。

○中山産業振興主監 今、議員ご指摘がありましたように、今後、現計画では最小の規模でいろんなことに考えられる対応をしたいということで、合計面積を、延べ面積を言わせていただきますと、約800平米ほどでございます。全部の建て面積合計いたしまして。建物だけで言わせてもらっても2億何千万というような、2億5,000万程度の、部分的には建物だけで言いますと規模となっております。今後、いろんな住民さんのニーズ、こっちの対応なり、お客さんのニーズによって拡張する部分は出てこようかと思えますけれども、議員さんのご指摘のありました拡大した計画はいけないと。リスクを負うような計画はいけないということをも十分ふまえて計画を進めたいと考えております。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 最後に、できるだけこの事業に対して当初の交付金、補助金、思っているほどふたをあけてみたら、やっぱりそうかというようなことで、1億以上減額になってきて、さらに交付税算入までなくなるということになると、やはり甲良町の住民みんながそれだけの負担をかかってくるということもよく認識していただいて、何とか精いっぱい頑張って補助率を高めるようにやってもらいたい。

最後に町長に、この事業に対して、投資はしますがあとは公設民営でよろしく頼むでは、私はだめやと思うんやけども、その点についての見解を聞きたい。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 施設については公設民営でありますけど、やはり大きなねらいとして農業振興、そして商工とのコラボがあるわけでございますので、そういったところでの援助は当然やっていかなければならないということで、その範疇でこういうものには特に積極的にかかわっていくというところでございますし、先ほどから主監が言っていますように、初期の投資は極力控えてというのは私の当初からの方針でございますので、先ほど近隣の店舗との関係もおっしゃっておられましたけど、営業品目がダブらないように、ひふみの経営者とも話し合いを進めながらこの部分では進んでおります。いろいろとこれからもご意見をいただきながら順次進めてまいりたい。

そして、まして交付金というんですか、交付税等の獲得についても補助率を変えることはできませんので、私らの努力で極力住民負担が少なくなるよ

うに努力してまいりたいなというように思っております。

○藤堂議長 ありがとうございます。

大きな事業をやる。なかなか大変です。特に今、交流村あるいは福祉空間、あるいは呉竹センターの改築、箱ものがどんだんどんどんとメジロ押しです。全部計算すると13億何千万。もちろん補助率はありますけども。甲良町の先を見据えて投資効果の出るようによっていただきたい。そのことをお願いして私の質問を終わります。

ただ、私はひふみに、うどん、ただで食わせてもうたわけじゃありませんのでね。

○藤堂議長 北川議員の一般質問が終わりました。

ここでお諮りをいたします。

本定例会に会議に付された事件は、すべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○山崎町長 平成20年度12月甲良町議会定例会を開催をしていただきました。ありがとうございます。本日、ご審議いただき、議決いただきました案件につきましては、補正予算等の趣旨を尊重しながら速やかに実施をしてまいりたいというように思っております。また、いろいろと審議過程の中でいただきましたご意見等につきましても、今後の行政運営に積極的に採用してまいりたいというように思います。

本日より、非常に長時間にわたり、真剣なご審議をいただきまして、ありがとうございます。どうもご苦労さまでございます。

○藤堂議長 平成20年12月甲良町議会定例会を、ただいまをもって閉会をいたします。

ご苦労さんでした。

(午後 4時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 宮 寄 光 一

署 名 議 員 建 部 孝 夫